

(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1 号 双葉・韮崎・清里幹線

(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1 号 南牧佐久線

環境影響評価方法書

【要 約 書】

令和元年 8 月

山梨県・長野県

第1章 都市計画対象道路事業の名称	1
第2章 都市計画決定権者の名称	1
第3章 都市計画対象道路事業における環境影響評価手続きの対象範囲	2
第4章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）	4
4-1. 都市計画対象道路事業の目的	4
4-2. 都市計画対象道路事業の内容	5
4-2-1. 都市計画対象道路事業の種類	5
4-2-2. 都市計画対象道路事業実施区域の位置	5
4-2-3. 都市計画対象道路事業の規模	7
4-2-4. 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数	7
4-2-5. 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	7
4-2-6. その他の対象道路の内容	7
4-3. その他の都市計画対象道路事業に関する事項	9
4-3-1. 都市計画対象道路事業の経緯	9
4-3-2. 計画段階環境配慮書以降環境影響評価方法書までの経緯	16
第5章 対象道路事業実施区域及びその周囲の概況	18
5-1. 自然的状況	18
5-2. 社会的状況	23
第6章 計画段階環境配慮書に関する内容	29
第7章 計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解	34
第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	37
8-1. 専門家等による技術的助言	37
8-2. 選定項目及びその選定理由	38
8-3. 調査、予測及び評価の手法並びにその理由	40

第1章 都市計画対象道路事業の名称

(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線

(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1号 南牧佐久線

第2章 都市計画決定権者の名称

山梨県区間

都市計画道路の名称	都市計画決定権者の名称
(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線	名 称：山梨県 代表者の氏名：山梨県知事 長崎幸太郎 住 所：山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

長野県区間

都市計画道路の名称	都市計画決定権者の名称
(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1号 南牧佐久線	名 称：長野県 代表者の氏名：長野県知事 阿部守一 住 所：長野県長野市大字南長野字幅下 692 番 2 号

第3章 都市計画対象道路事業における環境影響評価手続きの対象範囲

(1) 事業予定者の名称

事業予定者の名称：国土交通省関東地方整備局
代表者の氏名：関東地方整備局長 石原康弘
住 所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

(2) 中部横断自動車道(長坂～八千穂間)について

(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1 号双葉・韮崎・清里幹線及び(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1 号南牧佐久線は、高速自動車国道である中部横断自動車道(長坂～八千穂間)を形成するものです。中部横断自動車道(長坂～八千穂間)の整備にあたっては、広域的な交通基盤にあたることから、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画に位置づけ、長期的な視点から計画的な整備を展開するとともに、IC周辺の土地利用や各都市施設相互の計画の調整を図ることとします。

都市計画に定める区間については、図 3-2-1 に示すとおり、山梨県区間は、(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1 号双葉・韮崎・清里幹線として、韮崎市の都市計画区域との一体性を確保するため、既設の中央自動車道(双葉 JCT～(仮称)長坂 JCT)の区間及び新たに整備する中部横断自動車道の区間((仮称)長坂 JCT～長野県境)とします。

また、長野県区間は、新たに整備する中部横断自動車道の区間(八千穂高原 IC～山梨県境)を(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1 号南牧佐久線として連続することにより広域ネットワークを構築し、広域的な都市活動の強化を図ることとします。



図 3-2-1 都市計画対象道路事業の区間位置

(3) 環境影響評価の範囲について

環境影響評価手続きは、図 3-3-1 に示すとおり、都市計画対象道路事業のうち新たに整備する中部横断自動車道（長坂～八千穂）の区間を対象範囲として実施します。



図 3-3-1 環境影響評価手続きの対象範囲

第4章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）

4-1. 都市計画対象道路事業の目的

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を經由して長野県小諸市に至る延長 132km の高速自動車国道です。中部横断自動車道が整備されることにより新東名高速道路、中央自動車道、上信越自動車道が接続され、日本海及び太平洋の臨海地域と長野・山梨県との連携・交流を促進するとともに、沿線の方々が安心して暮らせるネットワークの構築、物流体系の確立や広域的環境ゾーンの開発・支援等に寄与するものと期待されています。

中部横断自動車道（長坂～八千穂）は、中部横断自動車道のうち山梨県北杜市長坂町（（仮称）長坂 JCT）と長野県南佐久郡佐久穂町（八千穂高原 IC）間を結ぶ延長約 40km の道路です。

当該地域では、代替路が無い場合、地域を結ぶ幹線道路の大雨や積雪による通行止めが発生し地域孤立の懸念があり、また災害で中央自動車道が通行止めとなった場合には東京圏からの広域支援が分断される可能性があります。また、国道 141 号は死傷事故率が平均以上である区間が点在し、走行性にも劣ることから救急搬送時にも課題があります。一方で、観光業や農作物の速達性向上のためにも道路ネットワークのアクセス向上が求められています。

以上の課題と当該道路に求められる機能から、政策目標は以下に示すとおりとします。

- 高速道路までの移動時間短縮
- 救急医療施設への移動時間短縮
- 主要な観光地等の連携向上
- 地域の生活交通の円滑化
- 災害時の代替路確保
- 現道の走行性・安全性の向上
- 企業誘致・雇用の促進
- 公共交通の利便性の向上
- 環境・景観の保全



図 4-1-1 中部横断自動車道の計画路線の位置

4-2. 都市計画対象道路事業の内容

4-2-1. 都市計画対象道路事業の種類

高速自動車国道の新設

4-2-2. 都市計画対象道路事業実施区域の位置

(1) 起終点

起点：山梨県北杜市長坂町

終点：長野県南佐久郡佐久穂町

(2) 都市計画対象道路事業実施区域の位置

「都市計画対象道路事業」（以下、「対象道路事業」といいます。）により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増築がありうる範囲を「都市計画対象道路事業実施区域」（以下、「事業実施区域」といいます。）とし、その位置は図 4-2-1 に示すとおりです。

また、調査対象道路事業に係る地域特性の把握は原則として「都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲」（以下、「調査区域」といいます。）で行い、統計資料等の行政単位による文献調査の場合は「調査区域に含まれる北杜市、南牧村、川上村、南相木村、北相木村、小海町、佐久穂町の7市町村」（以下、「関係市町村」といいます。）について行います。これらの関係市町村は、表 4-2-1 に示すとおりです。

表 4-2-1 関係市町村

県名	市町村名
山梨県	北杜市
長野県	南佐久郡 南牧村
	南佐久郡 川上村
	南佐久郡 南相木村
	南佐久郡 北相木村
	南佐久郡 小海町
	南佐久郡 佐久穂町
計	7市町村

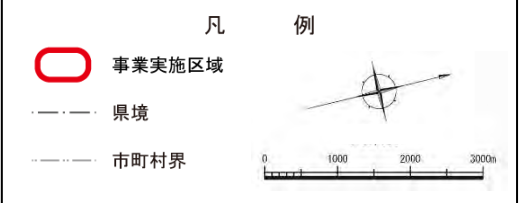
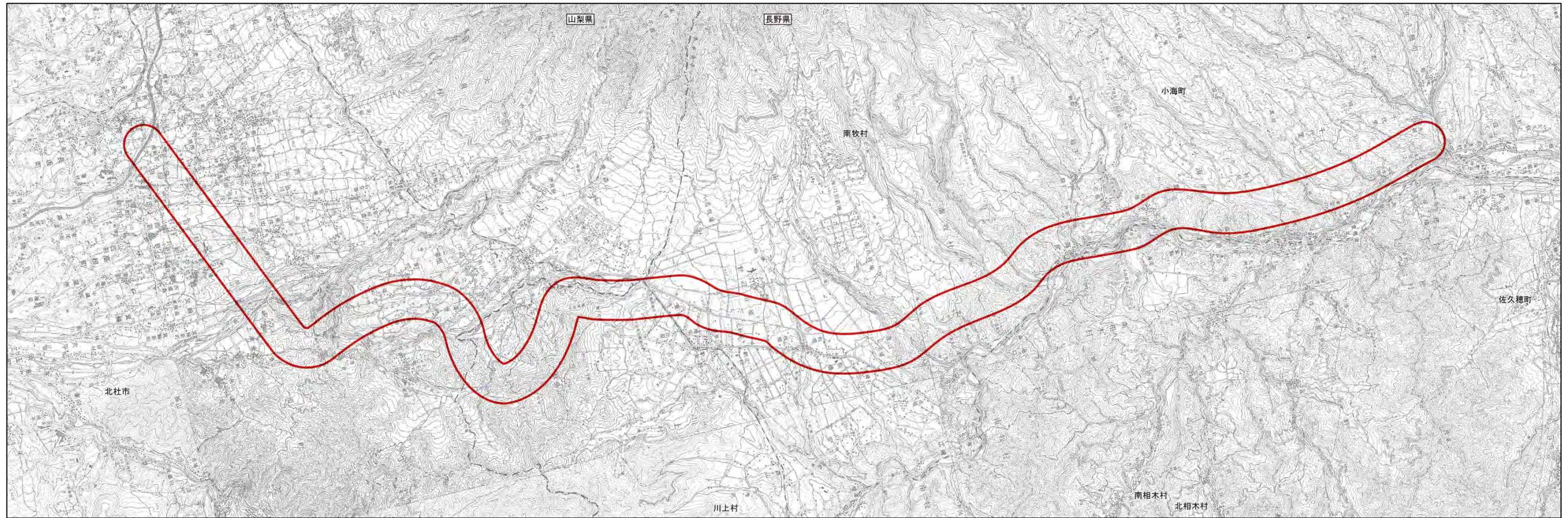


图 4-2-1 都市計画対象道路事業実施区域位置图

4-2-3. 都市計画対象道路事業の規模

延長：約 40km

4-2-4. 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数

車線数：4 車線

4-2-5. 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度：80km/h

4-2-6. その他の対象道路の内容

(1) 対象道路事業に係る道路の区分

道路規格：第 1 種第 3 級

(2) 対象道路事業に係る構造の概要

道路構造は、地表式（盛土構造、切土構造）、嵩上式（盛土構造、橋梁構造）、地下式（トンネル構造）及び掘割式（掘割構造）があります。主な道路構造の整備イメージは図 4-2-2 に示すとおりです。

<p>【地表式】 (盛土構造)</p>	
<p>【地表式】 (切土構造)</p>	
<p>【嵩上式】 (橋梁構造)</p>	
<p>【地下式】 (トンネル構造)</p>	
<p>【掘割式】 (掘割構造)</p>	

図 4-2-2 対象道路の道路構造イメージ

4-3. その他の都市計画対象道路事業に関する事項

4-3-1. 都市計画対象道路事業の経緯

国土交通省では、公共事業の実施過程の透明性を一層向上させる観点から、地域の声を聞きながら、計画段階において事業評価を行う計画段階評価を実施しています。

本事業の概略計画の検討にあたっては、図 4-3-1 に示すとおり、平成 22 年度から計画段階評価の手続きを実施しており、構想段階における道路計画のアンケート調査や、「社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会」（以下、「関東地方小委員会」といいます。）を 7 回実施しました。

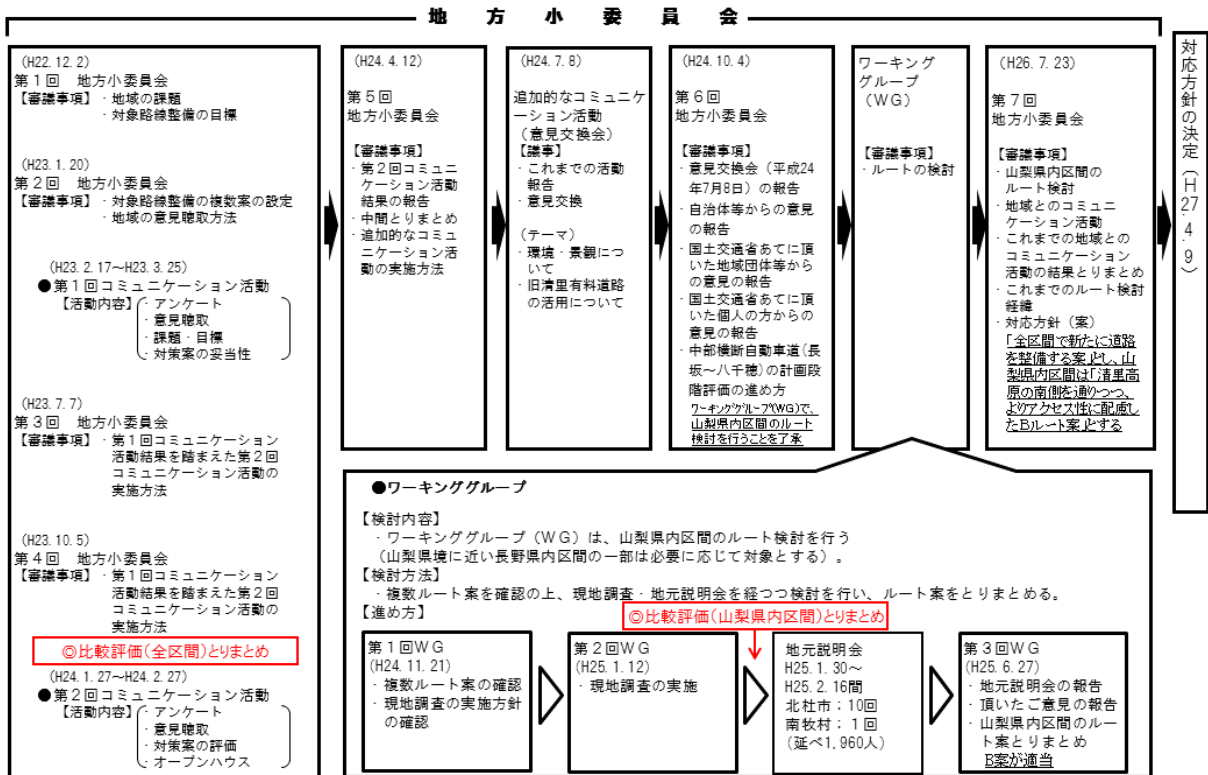


図 4-3-1 本事業の検討の経緯

計画づくりにおいては、関東地方小委員会の審議のもと、市民等とのコミュニケーション活動を円滑に行うための助言や評価を得ながら、アンケートやオープンハウス・意見交換会等の開催により計画内容についての情報提供や意見聴取を行い、図 4-3-2 及び表 4-3-1 に示すとおり複数の計画案の検討を行ってきました。

具体的には、全区間で新たに道路を整備する案、旧清里有料道路を一部区間で有効利用する案、国道 141 号(一般道)を改良する案の 3 つの計画案における検討が実施されました。

図の赤い線と青い線で示した幅が、高速道路を整備する対策案の概ねの位置です。

内容	【案①】 全区間で新たに道路を整備する案	【案②】旧清里有料道路を一部区間で有効利用する案	【案③】 国道141号(一般道)を改良する案	整備なし
内容	高速道路を長坂～八千穂間の全線4車線で整備する案	整備する高速道路の一部に旧清里有料道路を活用する案(※以外の区間は案①と同様)	現道(国道141号)を4車線で改良する案	新たに道路を整備しません。
特徴				



図 4-3-2 複数の計画案の検討概要

表 4-3-1 複数の計画案の比較表

		各案での試算			整備なし	
		高速道路		一般道路		
		【案①】 全線整備案	【案②】 一部旧清里有料道路活用案	【案③】 国道141号(一般道)改良案		
		・高速道路を長坂～八千種類の全線4車線で整備する案 80km/h(設計速度)	・整備する高速道路の一部に旧清里有料道路を活用する案 80km/h、一部50km/h(設計速度)	・現道(国道141号)を4車線で改良する案 ・但し、既設の信号交差点は残る 60km/h(設計速度) ・設計速度50km/hで算出しているが、信号交差点があることから実際の速度は下がる	50km/h、一部40km/h(設計速度)	
政策目標	生產品の輸送時間短縮	高速道路にまで1時間以内で行ける予定施設の数(対象地域:南後久地域及び北礼市)	18箇所(全て)	18箇所(全て)	約14箇所	道路整備による改善効果なし 約14箇所(実測値を基に算出)
	救急医療施設への移動時間短縮	高速道路にまで1時間以内で行ける人口(対象地域:南後久地域及び北礼市)	約7.1万人(全て)	約7.1万人(全て)	約6.9万人 (信号交差点がない場合で算出)	道路整備による改善効果なし 約6.6万人(実測値を基に算出)
	主要な観光地間の連携向上	第3次医療施設まで0.9分以内で行ける人口(対象地域:南後久地域)	約1.8万人	約1.8万人	約1.4万人 (信号交差点がない場合で算出)	道路整備による改善効果なし 約1.3万人(実測値を基に算出)
	地域の生活交通の円滑化	小沢沢・軽井沢間の所要時間	約85分	約85分	約114分 (信号交差点がない場合で算出)	道路整備による改善効果なし 約124分(実測値を基に算出)
	地域の生活交通の円滑化	川上村・佐久平間の所要時間	約46分	約46分	約52分 (信号交差点がない場合で算出)	道路整備による改善効果なし 約59分(実測値を基に算出)
	現道の走行性・安全性の向上	走行性 死傷事故率	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路への交通の転換により現道の交通量が減少し、走行性の向上や事故の減少が期待できます。 ・なお、自動車専用道路の死傷事故率は幹線道路に比べて小さい(下記参照)ことから沿線全体の事故件数は、現在より大幅に減少することが見込まれます。 		<ul style="list-style-type: none"> ・規制区間が解除され、緩やかなカーブやより坂となり、走行性が向上します。 ・歩道や中央分離帯の整備により現在の事故件数の減少が期待できます。 	道路整備による改善効果なし
		(参考)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車専用道路の死傷事故率(全国平均) 13.0件/億台キロ ・幹線道路の死傷事故率(全国平均) 97.7件/億台キロ ・国道141号の死傷事故率 94.4件/億台キロ 			
	災害時の代替路確保	国道141号の代替路となる路線	中部横断自動車道	中部横断自動車道	なし	なし
	企業誘致・雇用の促進	企業誘致・雇用促進への貢献 過疎化や高齢化の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス・利便性の向上により、企業誘致や雇用の促進とともに過疎化や高齢化の抑制が考えられます。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現道の走行性が改善することによる企業誘致や雇用の促進とともに過疎化や高齢化の抑制がある程度期待できます。 	道路整備による改善効果なし
	公共交通の利便性向上	バスの利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路への交通の転換により現道の走行性が改善され、公共交通の利便性向上が考えられます。 ・高速道路の整備により、高速バスなどによる他地域とのアクセス性が向上することが考えられます。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現道の走行性が改善され、公共交通の利便性向上が考えられます。 	道路整備による改善効果なし
環境・景観の保全	沿道環境の改善 自然環境・景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国道141号などの現道交通が転換されることにより沿道環境が改善されるものと考えられます。 ・変更による自然環境や景観への影響が考えられます。 		<ul style="list-style-type: none"> ・一部バイパス区間では、交通が転換されることにより、沿道環境が改善されるものと考えられます。 ・ループ橋等の整備により、自然環境や景観への影響が考えられます。 	道路整備による変化なし	
その他	道路にかかる家屋数	買収対象家屋	約70～約170件	約65～約160件	約300～400件	0
	概ねの費用	建設にかかる概ねの費用	約2,100～2,300億円	約1,950～2,150億円	約1,300～1,400億円	0
	広域的な道路ネットワーク		<ul style="list-style-type: none"> ・当該区間は中部横断自動車道の一部であり、整備により高速道路のネットワークが形成されるため、中部地方や北陸地方などとの広域的な連携等が強化されます。 		<ul style="list-style-type: none"> ・当該区間が高速道路ネットワークのミッシングリンクとなるため、中部地方や北陸地方などとの広域的な連携等に課題が残ります。 	道路整備による変化なし

また、山梨県内区間については、複数ルート帯について検討を行う第三者機関のワーキンググループを関東地方小委員会に設置し、図 4-3-3 及び表 4-3-2 に示すとおり複数の計画案の検討を行ってきました。



図 4-3-3 設定したルート帯案の概要

表 4-3-2 ルート帯案の比較表

評価項目	評価指標	A案		B案		
		清里高原の南側を通るルート帯		清里高原の南側を通りつつ、よりアクセス性に配慮したルート帯		
政策目標	輸送時間や移動時間の短縮	所要時間が短いこと (山梨県庁～野辺山付近)				約61分
	主要な観光地間の連携向上	地域(観光地)へアクセスしやすいこと		<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結可能位置から清里駅までの所要時間：約10分 ・ 接続道路の状況(地域へアクセスしにくい) <ul style="list-style-type: none"> → 接続道路名：県道清里須玉線 → 車線数：1車線 → 歩道：無し → 幅員構成：車道5.0m+路肩(両側)0.5m → 規制速度：60km/h(実勢速度30km/h) → その他：すれ違い困難箇所有り(片側交互通行で可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結可能位置から清里駅までの所要時間：約5分 ・ 接続道路の状況(地域へアクセスしやすい) <ul style="list-style-type: none"> → 接続道路名：国道141号 → 車線数：2車線 → 歩道：有り → 幅員構成：車道6.0m+路肩(両側)0.75m → 規制速度：40km/h → その他：北杜市の南北の主要な幹線道路 	
	環境・景観の保全	住宅地・集落、別荘への影響が小さいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地・集落を回避可能 ・ 別荘地を回避可能 ・ 支障家屋数 約40件程度 			
		自然環境への影響が小さいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な動植物の生息域や湧水群を回避する 			
		景観への影響が小さいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計段階において景観に配慮することが必要 			
	災害時の代替路確保	国道141号の代替路となること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代替路として機能 			
現道の走行性・安全性の向上	現道の交通機能を向上させること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通の転換により、生活道路である現道の走行性・安全性が向上 				
その他	概ねの費用(中央道分岐～野辺山付近)	整備費用を小さくすること		約1,700～1,900億円 (上記以外にアクセス道路整備費用が必要 約50億円程度)	約1,600～1,800億円	
	広域的な道路ネットワーク	近郊都市までの移動時間を短縮させること		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路のネットワークを形成し、移動時間を短縮 		

その結果、事業予定者が複数案としていたルート帯のうち、「清里高原の南側を通りつつ、よりアクセス性に配慮したBルート案」を対応方針（案）として決定しました。なお、選定した理由は以下に示すとおりです。

1. ルート案については、「全区間で新たに道路を整備する案」とする。山梨県内区間は、「清里高原の南側を通りつつ、よりアクセス性に配慮したBルート案」とする。

【理由】

- 「全区間で新たに道路を整備する案」は、すべての政策目標の達成が見込まれ、特に「災害時の代替路の確保」や「救急医療施設への移動時間の短縮」「主要な観光地間の連携向上」において最も優れている。
- 地元住民等とのコミュニケーション活動において把握された、「輸送時間や移動時間の短縮」「現道の走行性・安全性の向上」などのニーズにも整合する。
- また、山梨県内区間については、これまでのルート帯の比較や、「主要な観光地間の連携」や「概ねの費用」の観点から、B案が適当である。

2. 道路構造等の検討については、環境・景観に十分に配慮した設計・施工とする。
3. 地域のまちづくりと高速道路整備が調和するように、地元の取組と連携し、地域との丁寧なコミュニケーションを図っていく。
4. これらについては、経済性に配慮しつつ、積極的に対応する。

【ルート帯案の考え方】

- ・土地利用(住宅地・集落、別荘地、農地)への配慮
- ・自然環境(貴重な動植物の生息地、湧水群)や景観に配慮
- ・観光地(清里地域等)へのアクセス性に配慮
- ・コスト縮減に配慮

【IC概略位置(山梨県側)の考え方】

- ・住宅地・集落や公共施設へのアクセス性に配慮
- ・観光地(清里地域等)へのアクセス性に配慮
- ・主要な道路への連結に配慮
- ・連結位置の間隔に配慮



図 4-3-4 対応方針(案)

4-3-2. 計画段階環境配慮書以降環境影響評価方法書までの経緯

関東地方小委員会等におけるこれまでの検討結果を踏まえ作成した「中部横断自動車道(長坂～八千穂)の環境影響に関する検討書」(平成26年12月発行)を、環境影響評価法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書とみなされる書類として作成し、平成27年3月26日の国土交通大臣意見をもって、配慮書の手続きを完了しました。

その後、平成27年4月に対応方針が決定しました。

【ルート帯案の考え方】

- ・土地利用(住宅地・集落、別荘地、農地)への配慮
- ・自然環境(貴重な動植物の生息地、湧水群)や景観に配慮
- ・観光地(清里地域等)へのアクセス性に配慮
- ・コスト縮減に配慮

【IC概略位置(山梨県側)の考え方】

- ・住宅地・集落や公共施設へのアクセス性に配慮
- ・観光地(清里地域等)へのアクセス性に配慮
- ・主要な道路への連結に配慮
- ・連結位置の間隔に配慮



図 4-3-5 対応方針

また、対応方針の決定後、長野県区間については、長野県建設部が窓口となり、住民と行政と一緒に考える勉強会を、平成 28 年 7 月から 12 月にかけて、小海町、南牧村、川上村において行いました。さらに、中部横断自動車道の活用方策や地域活性、さらには整備効果を最大限に発揮できる道路計画について検討するみらい会議を、平成 28 年 11 月から平成 29 年 2 月にかけて、同じく小海町、南牧村、川上村において行いました。このような会議等で出された意見を、関係する南佐久郡 6 町村（小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村）の意見として調整・集約し、平成 29 年 2 月に公表されています。

この南佐久郡 6 町村意見を踏まえ、国土交通省、長野県、南佐久郡 6 町村で構成する「中部横断自動車道（長坂～八千穂）長野県区間に係る計画調整会議」（第 1 回：平成 29 年 9 月、第 2 回：平成 30 年 7 月）において検討した結果、図 4-3-6 に示すとおり 1km ルート帯が決定しました。



図 4-3-6 1km ルート帯及び IC 概略位置

なお、長野県内区間の 1km ルート帯を選定した考え方は以下に示すとおりです。

- 千曲川左岸（国道 141 号に西側）のルート为原则とする。
 - ・ 終点となる八千穂高原 IC は千曲川左岸であり、渡河が不要。
 - ・ 国道 141 号は千曲川左岸に位置しており、右岸側とした場合は渡河が必要となり国道 141 号へのアクセス性が劣る。
- できる限り国道 141 号と併走
 - ・ 現在の国道 141 号沿いにある J A 集荷所・病院等へのアクセス性に配慮
 - ・ 災害時に広域迂回とならないよう配慮
 - ・ 山側を通過することによる構造物増加、コスト増に配慮
- 個別のコントロールとして以下に配慮
 - ・ 松原湖の自然環境に配慮（八ヶ岳中信高原国定公園の一部）
 - ・ できる限り、土地利用（小海駅周辺市街地、集落、別荘地、優良農地）に配慮

第5章 対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

5-1. 自然的状況

項目	内容				
気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	気象	調査区域には、大泉地域気象観測所及び野辺山地域気象観測所があります。過去10年間（平成21年～平成30年）の平均値は以下のとおりです。			
			平均気温	降水量	平均風速
		大泉地域気象観測所	11.5	1,179.9	2.1
		野辺山地域気象観測所	7.4	1,464.7	2.6
	大気質	調査区域には測定局は配置されていません。参考に、調査区域に最も近い常監局として、一般局の葦崎測定局（平成29年度）、甲府富士見測定局（平成29年度）、佐久測定局（平成29年度）における測定結果は以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化いおう（SO₂）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は環境基準を達成しています。 ・光化学オキシダント（Ox）は、環境基準を超過しています。 なお、山梨県の調査区域ではNO ₂ 、SPM、Oxは葦崎測定局、SO ₂ 、PM _{2.5} は甲府富士見測定局の測定データを用いています。			
騒音	山梨県の調査区域では、平成22年度に一般国道141号（北杜市須玉町大豆生田～高根町清里）、平成24年度に県道長坂高根線（北杜市長坂上条～高根町村山北割）、平成27年度に県道長沢小淵沢線（北杜市長坂町大井ヶ森～北杜市高根町村山西割）、平成28年度に北杜八ヶ岳公園線（北杜市大泉町西井出～北杜市高根町清里）において騒音測定及び評価を実施しています。また、平成26年度より県道茅野北杜葦崎線（北杜市長坂町長坂上条～北杜市須玉町境之澤）において騒音評価を実施しています。環境基準の達成状況は、一般国道141号で99.4%（176/177戸）、県道茅野北杜葦崎線で100%（231/231戸）、県道北杜八ヶ岳公園線で100%（345/345戸）、県道長坂高根線で100%（573/573戸）、県道長沢小淵沢線で100%（366/366戸）となっています。 長野県の調査区域では、平成24年度から平成27年度に一般国道141号（小海町豊里798付近）において騒音測定を実施していますが、評価は実施されていません。				
振動	調査区域では、振動の調査は行われていません。				
低周波音	調査区域では、低周波音の調査は行われていません。				
水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	水象	山梨県の調査区域における河川及び湖沼は、富士川水系釜無川圏域に属する釜無川支川の鳩川、泉川、甲川、大門川等があり、事業実施区域を概ね南北に横断して流下しています。主な湖沼としては、大門ダム貯水池（清里湖）、塩川ダム貯水池（みずがき湖）があります。 長野県の調査区域における河川は、富士川水系大門川を除き全て信濃川に流入しています。主な河川としては千曲川、相木川、南相木川等があり、調査区域は一級河川信濃川水系の千曲川の源流域に当たります。主な湖沼としては、小海町に猪名湖（通称松原湖）があります。			

項目	内容	
水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	水質	<p>山梨県の調査区域周辺では、富士川国界橋、塩川藤井堰、大門ダム貯水池及び塩川ダム貯水池の4箇所において調査を行っています。平成29年度の測定結果によると、富士川国界橋の大腸菌群数において環境基準を超過しています。なお、塩川藤井堰、大門ダム貯水池、塩川ダム貯水池においては、生活環境項目の環境基準の類型指定は適用されていません。</p> <p>水質及び底質に係るダイオキシン類については、平成25年度に黒沢川流末において調査が実施されており、環境基準を達成しています。</p> <p>長野県の調査区域では、千曲川大芝橋、相木川除ヶ下橋及び猪名湖（流出部）の3箇所において調査を行っています。平成29年度の測定結果によると、千曲川大芝橋のpH、大腸菌群数、相木川除ヶ下橋のpH、大腸菌群数において、環境基準を超過しています。また、猪名湖（流出部）のSS、大腸菌群数において、環境基準を超過しています。</p> <p>水質及び底質に係るダイオキシン類については、平成25年度に千曲川大芝橋、平成18年度に猪名湖（流出部）において調査が実施されており、いずれの地点も環境基準を達成しています。</p>
	地下水	<p>山梨県の調査区域では、北杜市高根町、須玉町で概況調査が実施されており（平成29年度）、高根町箕輪では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、須玉町下津金では砒素がそれぞれ環境基準を超過していました。また、過去に環境基準を超過した地点で行われる継続監視調査が実施されており、長坂町大八田ではトリクロロエチレン、高根町箕輪では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、長坂町長坂上条（湧水）ではテトラクロロエチレンがそれぞれ環境基準を超過していました。</p> <p>ダイオキシン類については、平成21年度に北杜市須玉町若神子、平成22年度に北杜市高根町浅川、平成23年度に北杜市高根町東井出、平成24年度及び平成29年度に北杜市須玉町下津金、平成27年に北杜市小淵沢町上笹尾、平成28年度に北杜市大泉町西井出の6箇所において調査が実施されており、いずれの地点も環境基準を達成しています。</p> <p>長野県の調査区域には、継続的に水質測定が行われている井戸はありません。概況調査は、南佐久郡小海町、川上村、南牧村、南相木村で実施されており（平成28年度）、川上村御所平では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していました。</p> <p>ダイオキシン類については、平成18年度に中村簡易水道及び川上村簡易水道、平成21年度に板野簡易水道及び立原休養林飲料水供給施設、平成23年度に北相木村簡易水道第4水源の5箇所において調査が実施されており、いずれの地点も環境基準を達成しています。</p>
土壌及び地盤の状況	土壌	<p>山梨県の調査区域には、八ヶ岳山麓の標高が高い地帯には岩石地、褐色森林土壌（暗褐色）が、八ヶ岳山麓の緩斜面には厚層黒ボク土壌と黒ボク土壌が分布しています。長野県の調査区域には、褐色森林土壌が広く分布しており、八ヶ岳等高標高部には厚層黒ボク土壌及び黒ボク土壌が、河川沿いは主に灰色低地土壌、湿性褐色森林土壌が分布しています。</p> <p>土壌に係るダイオキシン類調査は、山梨県の調査区域において3地点、長野県の調査区域において5地点で実施されており、いずれの地点も環境基準を達成しています。なお、山梨県、長野県ともに、調査区域において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）に基づく対策地域の指定及び「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づく指定区域はありません。</p>

項目		内容
土壌及び地盤の状況	地盤	<p>山梨県では37測点で一級水準測量を実施していますが、現在までのところ年20mmを超える沈下は観測されていません。なお調査区域において、調査は実施されていません。調査区域のうち、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」で北杜市の長坂町や高根町等が水源地域として指定されており、さらに「北杜市地下水採取の適正化に関する条例」において、長坂町のJR小海線よりも標高の高い地域が、地形上地下水資源の極めて重要な地域及び大湧水の周辺地域が湧水資源の重要な地域として指定されています。</p> <p>長野県では諏訪湖周辺で地盤沈下現象による被害が発生しており、諏訪盆地に80箇所の水準点を設け水準測定を実施していますが、調査区域では水準測定は実施されていません。</p>
地形及び地質の状況	地形	<p>山梨県の調査区域は、長野と山梨の県境で緩やかな山麓地形と狭小な谷とで構成される地域です。地形分類では主に火山山麓地（Ⅰ）や小起伏火山地からなる火山地で構成されており、釜無川及び塩川の周辺に砂礫台地が形成されています。</p> <p>長野県の調査区域は、長野と群馬、埼玉、山梨の県境を挟む山地地域に位置しています。東に秩父山地、西に3,000m級の八ヶ岳火山地が位置し、急峻な山地と狭小な谷とで構成される平坦地の極めて少ない地域です。地形分類では主に中起伏山地、小起伏山地あるいは小起伏火山地、火山麓地にあたり、大部分が標高800mを超えています。南北に千曲川が流れ、その周辺に扇状地性低地が形成されています。</p>
	地質	<p>山梨県の調査区域は、主に火山灰、火山性碎屑物からなる火山噴出物が分布しており、並びに須玉川沿いの砂・泥・礫、礫がち堆積物・土石流堆積物で構成されています。須玉川右岸には火山性岩石のローム層や未固結堆積物の碎屑物が分布しています。</p> <p>長野県の調査区域は、千曲川沿いに未固結堆積物、千曲川を境に東が主に固結堆積物、西が主に火山性岩石と大きく分かれています。東側には堅硬な砂岩・泥岩互層が広く分布しています。一方西側は集塊岩及び凝灰角礫岩や、安山岩質岩石、火山灰が分布しています。</p>
	重要な地形・地質	<p>法令及び文献等による重要な地形及び地質は、山梨県の調査区域では「葦崎火砕流ならびに葦崎泥流」「権現岳集塊岩、溶岩浸蝕山地地形」「八ヶ岳」が、長野県の調査区域では「八ヶ岳」、大月川泥流堆積物」があります。</p>

項目	内容																										
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物	<p>調査区域において生息情報のある重要な種は以下の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="639 264 1433 533"> <thead> <tr> <th data-bbox="639 264 775 300">分類群</th> <th data-bbox="780 264 1102 300">山梨県</th> <th data-bbox="1107 264 1433 300">長野県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="639 306 775 342">哺乳類</td> <td data-bbox="780 306 1102 342">6目10科21種</td> <td data-bbox="1107 306 1433 342">5目8科11種</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 349 775 385">鳥類</td> <td data-bbox="780 349 1102 385">12目25科55種</td> <td data-bbox="1107 349 1433 385">12目22科46種</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 392 775 427">爬虫類</td> <td data-bbox="780 392 1102 427">1目1科2種</td> <td data-bbox="1107 392 1433 427">2目2科2種</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 434 775 470">両生類</td> <td data-bbox="780 434 1102 470">2目3科4種</td> <td data-bbox="1107 434 1433 470">2目3科6種</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 477 775 512">魚類</td> <td data-bbox="780 477 1102 512">5目6科7種</td> <td data-bbox="1107 477 1433 512">6目8科10種</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 519 775 555">昆虫類</td> <td data-bbox="780 519 1102 555">5目20科55種</td> <td data-bbox="1107 519 1433 555">10目71科214種</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 562 775 598">貝類</td> <td data-bbox="780 562 1102 598">1綱1目1科1種</td> <td data-bbox="1107 562 1433 598">1綱4目5科7種</td> </tr> </tbody> </table>		分類群	山梨県	長野県	哺乳類	6目10科21種	5目8科11種	鳥類	12目25科55種	12目22科46種	爬虫類	1目1科2種	2目2科2種	両生類	2目3科4種	2目3科6種	魚類	5目6科7種	6目8科10種	昆虫類	5目20科55種	10目71科214種	貝類	1綱1目1科1種	1綱4目5科7種
	分類群	山梨県	長野県																								
	哺乳類	6目10科21種	5目8科11種																								
鳥類	12目25科55種	12目22科46種																									
爬虫類	1目1科2種	2目2科2種																									
両生類	2目3科4種	2目3科6種																									
魚類	5目6科7種	6目8科10種																									
昆虫類	5目20科55種	10目71科214種																									
貝類	1綱1目1科1種	1綱4目5科7種																									
植物	<p>山梨県の調査区域には71科236種、長野県の調査区域には83科351種の重要な種の生育情報があります。</p> <p>また、「文化財保護法」、「植物群落レッドデータ・ブック」、「日本の重要な植物群落（甲信越版）」、「日本の重要な植物群落Ⅱ 甲信越版」、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」、「長野県版レッドリスト（植物編）2014」に掲載された調査区域における重要な植物群落は、山梨県に12群落、長野県に12群落あります。</p>																										
植生	<p>山梨県の調査区域の中央自動車道接続区間における植生は、主に水田雑草群落、アカマツ植林等が分布しており、長野県との県境付近ではアカマツ植林、カラマツ植林、クリーミズナラ群落、アズマネザサーススキ群集等が分布しています。また八ヶ岳山麓にはカラマツ植林が広く分布し、牧草地が点在しています。八ヶ岳の標高が高い部分にはフジハタザオーオンタデ群集やコメツガ群落等も見られます。</p> <p>長野県の調査区域の植生は、広い範囲にわたって植林が見られます。植生のほとんどはカラマツで、スギ、ヒノキ、サワラ等はわずかです。このカラマツ植林の中にカスミザクラコナラ群落が標高1,000m～1,100mまで分布し、さらに高標高地ではクリーミズナラ群落が分布しています。野辺山の台地には畑地雑草群落、牧草地が広く分布しています。その他、河川に沿ってヤナギ林、湿地や湿生地にハンノキ林、ハルニレ林等の自然植生が各地に分布しますが、いずれも植生図に示すほどの広がりはありません。</p>																										

項目	内容																																									
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	生態系	<p>調査区域の自然環境の類型区分は、「高山帯・亜高山帯-自然林・自然植生」「山地・低地・台地-自然林・自然植生」「山地・低地・台地-二次林・二次草原」「山地・低地・台地-植林」「低地・台地-農耕地」「自然草原・開放水域」「市街地」の7区分に類型化しました。</p> <p>上記の類型区分ごとに生息・生育基盤及びそこに生息・生育する可能性のある主要な動植物の整理を行った結果は次の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="614 465 1433 1279"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>類型区分</th> <th>生息・生育基盤の種類</th> <th>生息する可能性のある主要な動物種</th> <th>主要な植生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>高山帯・亜高山帯-自然林・自然植生</td> <td>樹林地 原野</td> <td>哺乳類:ホンドオコジョ、ホンシュウトガリネズミ、ヤマネ、ホンドモモンガ 鳥 類:ホシガラス、ミソサザイ、コマドリ、ヒガラ、ウソ 両生類:アズマヒキガエル、ヤマアカガエル 昆虫類:ベニヒカゲ、クモバベニヒカゲ、タカネヒカゲ、コヒオドシ</td> <td>フジハタザオ-オンタデ群集 シラビソ-オオシラビソ群集</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>山地・低地・台地-自然林・自然植生</td> <td>樹林地 牧草地</td> <td>哺乳類:カモシカ、ニホンザル、ツキノワグマ 鳥 類:ハチクマ、ジュウイチ、ゴジュウカラ、キクイタダキ 爬虫類:ジムグリ、シロマダラ 両生類:ハコネサンショウウオ、ヤマアカガエル、タゴガエル 昆虫類:コノハゼ、オニクワガタ、キベリタテハ、ツヤハダクワガタ、アラムハナカミキリ、キオビホオナガスズメバチ、オオイチモンジ、ヒメシジミ、ウラジヤノメ</td> <td>ウラジロモミ群落 ハンノキ群落</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>山地・低地・台地-二次林・二次草原</td> <td>樹林地 牧草地、草原</td> <td>哺乳類:ニホンジカ、ツキノワグマ、テン、キツネ 鳥 類:オオタカ、シジュウカラ、コルリ、ホトトギス 爬虫類:ジムグリ、シロマダラ 両生類:ヤマアカガエル、タゴガエル、モリアオガエル 昆虫類:エンハルゼミ、ミヤマクワガタ、ヒメオオクワガタ、ルリボシカミキリ、ジウサンミドリシジミ、オオムラサキ</td> <td>クレーミズナラ群落 ササ草原</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>山地・低地・台地-植林</td> <td>樹林地</td> <td>哺乳類:カモシカ、ニホンジカ、ニホンリス、キツネ 鳥 類:オオタカ、ノスリ、ヒガラ、メボソムシクイ 爬虫類:ジムグリ、アオダイショウ 両生類:ヤマアカガエル、タゴガエル、モリアオガエル 昆虫類:エンゼミ、ハルゼミ、チツゼミ、ウバタマムシ、ヤマトツボシタマムシ</td> <td>カラマツ植林 アカマツ植林</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>低地・台地-農耕地</td> <td>耕作地 (水田・畑地)</td> <td>哺乳類:タヌキ、キツネ、イタチ、アズマモグラ 鳥 類:チョウゲンボウ、キジ、ホオジロ、ムクドリ 爬虫類:ヤマカガシ、シマヘビ 両生類:アマガエル、トノサマガエル、トウキョウダルマガエル、イモリ 昆虫類:モンシロチョウ、モンキチョウ、シオカラトンボ、ナナホシテントウ、コバネイナゴ 貝 類:マルタニシ、サカマキガイ、ヒメモリアラガイ、ヒラマキミズマイマイ</td> <td>畑地雑草群落 水田雑草群落</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>自然草原・開放水域</td> <td>川、沢、湖、ため池、水際</td> <td>哺乳類:イタチ、カヤネズミ 鳥 類:オオソシキリ、ヒバリ、ツバメ、カラワヒワ 爬虫類:カナヘビ 両生類:カジカガエル、アマガエル、ニホンアカガエル 昆虫類:キンイチョモンジセセリ、ツバメシジミ、アカタテハ、ミヤマアカネ、シヨウリヨウバツタ、トノサマバツタ、カンタン 貝 類:カワニナ、ニホンメシジミ</td> <td>ヨシクラス</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>市街地</td> <td>住宅地</td> <td>哺乳類:アブラコウモリ 鳥 類:スズメ、ヒヨドリ、ツバメ、ハシブトガラス 昆虫類:ナミアゲハ、キチョウ、ヤマトシジミ</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	No.	類型区分	生息・生育基盤の種類	生息する可能性のある主要な動物種	主要な植生	1	高山帯・亜高山帯-自然林・自然植生	樹林地 原野	哺乳類:ホンドオコジョ、ホンシュウトガリネズミ、ヤマネ、ホンドモモンガ 鳥 類:ホシガラス、ミソサザイ、コマドリ、ヒガラ、ウソ 両生類:アズマヒキガエル、ヤマアカガエル 昆虫類:ベニヒカゲ、クモバベニヒカゲ、タカネヒカゲ、コヒオドシ	フジハタザオ-オンタデ群集 シラビソ-オオシラビソ群集	2	山地・低地・台地-自然林・自然植生	樹林地 牧草地	哺乳類:カモシカ、ニホンザル、ツキノワグマ 鳥 類:ハチクマ、ジュウイチ、ゴジュウカラ、キクイタダキ 爬虫類:ジムグリ、シロマダラ 両生類:ハコネサンショウウオ、ヤマアカガエル、タゴガエル 昆虫類:コノハゼ、オニクワガタ、キベリタテハ、ツヤハダクワガタ、アラムハナカミキリ、キオビホオナガスズメバチ、オオイチモンジ、ヒメシジミ、ウラジヤノメ	ウラジロモミ群落 ハンノキ群落	3	山地・低地・台地-二次林・二次草原	樹林地 牧草地、草原	哺乳類:ニホンジカ、ツキノワグマ、テン、キツネ 鳥 類:オオタカ、シジュウカラ、コルリ、ホトトギス 爬虫類:ジムグリ、シロマダラ 両生類:ヤマアカガエル、タゴガエル、モリアオガエル 昆虫類:エンハルゼミ、ミヤマクワガタ、ヒメオオクワガタ、ルリボシカミキリ、ジウサンミドリシジミ、オオムラサキ	クレーミズナラ群落 ササ草原	4	山地・低地・台地-植林	樹林地	哺乳類:カモシカ、ニホンジカ、ニホンリス、キツネ 鳥 類:オオタカ、ノスリ、ヒガラ、メボソムシクイ 爬虫類:ジムグリ、アオダイショウ 両生類:ヤマアカガエル、タゴガエル、モリアオガエル 昆虫類:エンゼミ、ハルゼミ、チツゼミ、ウバタマムシ、ヤマトツボシタマムシ	カラマツ植林 アカマツ植林	5	低地・台地-農耕地	耕作地 (水田・畑地)	哺乳類:タヌキ、キツネ、イタチ、アズマモグラ 鳥 類:チョウゲンボウ、キジ、ホオジロ、ムクドリ 爬虫類:ヤマカガシ、シマヘビ 両生類:アマガエル、トノサマガエル、トウキョウダルマガエル、イモリ 昆虫類:モンシロチョウ、モンキチョウ、シオカラトンボ、ナナホシテントウ、コバネイナゴ 貝 類:マルタニシ、サカマキガイ、ヒメモリアラガイ、ヒラマキミズマイマイ	畑地雑草群落 水田雑草群落	6	自然草原・開放水域	川、沢、湖、ため池、水際	哺乳類:イタチ、カヤネズミ 鳥 類:オオソシキリ、ヒバリ、ツバメ、カラワヒワ 爬虫類:カナヘビ 両生類:カジカガエル、アマガエル、ニホンアカガエル 昆虫類:キンイチョモンジセセリ、ツバメシジミ、アカタテハ、ミヤマアカネ、シヨウリヨウバツタ、トノサマバツタ、カンタン 貝 類:カワニナ、ニホンメシジミ	ヨシクラス	7	市街地	住宅地	哺乳類:アブラコウモリ 鳥 類:スズメ、ヒヨドリ、ツバメ、ハシブトガラス 昆虫類:ナミアゲハ、キチョウ、ヤマトシジミ	—
No.	類型区分	生息・生育基盤の種類	生息する可能性のある主要な動物種	主要な植生																																						
1	高山帯・亜高山帯-自然林・自然植生	樹林地 原野	哺乳類:ホンドオコジョ、ホンシュウトガリネズミ、ヤマネ、ホンドモモンガ 鳥 類:ホシガラス、ミソサザイ、コマドリ、ヒガラ、ウソ 両生類:アズマヒキガエル、ヤマアカガエル 昆虫類:ベニヒカゲ、クモバベニヒカゲ、タカネヒカゲ、コヒオドシ	フジハタザオ-オンタデ群集 シラビソ-オオシラビソ群集																																						
2	山地・低地・台地-自然林・自然植生	樹林地 牧草地	哺乳類:カモシカ、ニホンザル、ツキノワグマ 鳥 類:ハチクマ、ジュウイチ、ゴジュウカラ、キクイタダキ 爬虫類:ジムグリ、シロマダラ 両生類:ハコネサンショウウオ、ヤマアカガエル、タゴガエル 昆虫類:コノハゼ、オニクワガタ、キベリタテハ、ツヤハダクワガタ、アラムハナカミキリ、キオビホオナガスズメバチ、オオイチモンジ、ヒメシジミ、ウラジヤノメ	ウラジロモミ群落 ハンノキ群落																																						
3	山地・低地・台地-二次林・二次草原	樹林地 牧草地、草原	哺乳類:ニホンジカ、ツキノワグマ、テン、キツネ 鳥 類:オオタカ、シジュウカラ、コルリ、ホトトギス 爬虫類:ジムグリ、シロマダラ 両生類:ヤマアカガエル、タゴガエル、モリアオガエル 昆虫類:エンハルゼミ、ミヤマクワガタ、ヒメオオクワガタ、ルリボシカミキリ、ジウサンミドリシジミ、オオムラサキ	クレーミズナラ群落 ササ草原																																						
4	山地・低地・台地-植林	樹林地	哺乳類:カモシカ、ニホンジカ、ニホンリス、キツネ 鳥 類:オオタカ、ノスリ、ヒガラ、メボソムシクイ 爬虫類:ジムグリ、アオダイショウ 両生類:ヤマアカガエル、タゴガエル、モリアオガエル 昆虫類:エンゼミ、ハルゼミ、チツゼミ、ウバタマムシ、ヤマトツボシタマムシ	カラマツ植林 アカマツ植林																																						
5	低地・台地-農耕地	耕作地 (水田・畑地)	哺乳類:タヌキ、キツネ、イタチ、アズマモグラ 鳥 類:チョウゲンボウ、キジ、ホオジロ、ムクドリ 爬虫類:ヤマカガシ、シマヘビ 両生類:アマガエル、トノサマガエル、トウキョウダルマガエル、イモリ 昆虫類:モンシロチョウ、モンキチョウ、シオカラトンボ、ナナホシテントウ、コバネイナゴ 貝 類:マルタニシ、サカマキガイ、ヒメモリアラガイ、ヒラマキミズマイマイ	畑地雑草群落 水田雑草群落																																						
6	自然草原・開放水域	川、沢、湖、ため池、水際	哺乳類:イタチ、カヤネズミ 鳥 類:オオソシキリ、ヒバリ、ツバメ、カラワヒワ 爬虫類:カナヘビ 両生類:カジカガエル、アマガエル、ニホンアカガエル 昆虫類:キンイチョモンジセセリ、ツバメシジミ、アカタテハ、ミヤマアカネ、シヨウリヨウバツタ、トノサマバツタ、カンタン 貝 類:カワニナ、ニホンメシジミ	ヨシクラス																																						
7	市街地	住宅地	哺乳類:アブラコウモリ 鳥 類:スズメ、ヒヨドリ、ツバメ、ハシブトガラス 昆虫類:ナミアゲハ、キチョウ、ヤマトシジミ	—																																						
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	景観 眺望点	<p>山梨県の調査区域には、景観資源として、天女山、清里湖、川俣川溪谷、「北杜24景」に該当する津金の三代校舎、海岸寺の石仏群をはじめとする41箇所、主要な眺望点として天女山山頂、大泉村ハイキングコース、東沢大橋、富士見坂をはじめとする26箇所が分布しています。</p> <p>長野県の調査区域には、景観資源として、八ヶ岳の火山群、池ノ平、松原湖、古谷溪谷、楯子湯の噴泉をはじめとする21箇所、主要な眺望点として茂来山山頂、松原湖、野辺山ドライブイン、JR小海線八千穂駅をはじめとする19箇所が分布しています。</p>																																								
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	人と自然との触れ合いの活動の場	<p>山梨県の調査区域における人と自然との触れ合いの活動の場は、湧水や溪谷をめぐるハイキングコースやキャンプ場、乗馬のできる牧場、スターウォッチングサイト等の50箇所が存在します。</p> <p>長野県の調査区域には、山間部特有のゴルフ場やスケート場、登山道に加え、八ヶ岳高原には牧場、スターウォッチングサイト等の計20箇所が存在します。</p>																																								
一般環境中の放射性物質の状況	空間放射線量率の状況	<p>山梨県の調査区域における空間放射線量率は、畜産酪農技術センター長坂支所において測定されており、平成29年度の年平均値は0.037 μSv/hとなっています。</p> <p>長野県の調査区域には、空間放射線量率の測定地点はありません。</p>																																								

5-2. 社会的状況

項目	内容	
人口及び産業の状況	人口	<p>調査対象地域における平成27年度の人口、人口密度は以下の通りです。</p> <p>山梨県北杜市 : 45,111人、74.9人/km² 長野県南佐久郡佐久穂町 : 11,186人、59.5人/km² 小海町 : 4,713人、41.3人/km² 川上村 : 4,607人、22人/km² 南牧村 : 3,408人、25.6人/km² 南相木村 : 1,005人、15.2人/km² 北相木村 : 774人、13.7人/km²</p> <p>平成12年から平成27年にかけての人口は、山梨県北杜市は、平成17年以降は減少傾向で、長野県の町村は、川上村は平成22年にわずかに増加していたものの、それ以降は全体として減少傾向となっています。</p>
	産業	<p>調査区域を含む市町村における平成12年～平成27年の産業別就業者数の推移は、山梨県北杜市では、第1次産業、第2次産業が減少し、第3次産業が増加しており、山梨県全体とほぼ同様の傾向を示しています。</p> <p>長野県では、佐久穂町及び小海町においては第1次産業、第2次産業の構成比が減少し、第3次産業が増加しており、長野県全体と同様の傾向を示しています。川上村及び南牧村においては第1次産業の構成比が増加し、第2次産業、第3次産業が減少しており、南相木村及び北相木村においては第1次産業、第3次産業の構成比が増加し、第2次産業が減少しています。</p>
土地利用の状況	土地利用	<p>山梨県の調査区域を含む市の地目別面積は、約49%を山林が占めています。</p> <p>長野県の調査区域の地目別面積は、佐久穂町で約70%、小海町で約47%、川上村で約32%、南牧村で約55%、南相木村で約60%、北相木村で約67%を山林が占めています。</p>
	土地利用基本計画	<p>山梨県の調査区域は、農用地区域が広く分布し八ヶ岳一帯は森林地域となっています。</p> <p>長野県の調査区域は、森林地域及び農用地区域を含む農業地域が広く分布し、松原湖周辺及び八ヶ岳牧場を含む八ヶ岳から広がる一帯が自然公園地域となっています。</p>

項目	内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	河川、湖沼、地下水	<p>調査区域における河川、湖沼及び地下水の利用の状況は次の通りです。</p> <p>・山梨県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">事業主体名称</th> <th colspan="8">水源別取水量</th> </tr> <tr> <th>ダム水</th> <th>表流水</th> <th>伏流水</th> <th>浅井戸</th> <th>深井戸</th> <th>浄水受水</th> <th>湧水</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用水供給</td> <td>峡北地域広域水道企業団</td> <td>8,139,462</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8,139,462</td> </tr> <tr> <td>簡易水道</td> <td>北杜市</td> <td>0</td> <td>69,075</td> <td>512,220</td> <td>1,388</td> <td>2,900,326</td> <td>4,946,596</td> <td>2,818,926</td> <td>11,248,531</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専用水道</td> <td>(財)キープ協会</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>121,052</td> <td>0</td> <td>43,198</td> <td>164,250</td> </tr> <tr> <td>サントリープロダクツ(株)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>28,652</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>28,652</td> </tr> <tr> <td>(株)スパティオ小淵沢</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>36,680</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>36,680</td> </tr> </tbody> </table> <p>・長野県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">事業主体名称</th> <th colspan="10">水源別取水量</th> </tr> <tr> <th>ダム</th> <th>湖沼</th> <th>河川</th> <th>伏流水</th> <th>浅井戸</th> <th>深井戸</th> <th>湧水</th> <th>原水受水</th> <th>浄水受水</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用水供給</td> <td>浅麓水道企業団</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,732</td> <td>5,096</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6,828</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上水道</td> <td>小海町</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,997</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,997</td> </tr> <tr> <td>佐久水道企業団</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,812</td> <td>3,964</td> <td>6,464</td> <td>-</td> <td>2,743</td> <td>14,983</td> </tr> <tr> <td>㈱八ヶ岳高原ロッジ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>79</td> <td>470</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>549</td> </tr> <tr> <td rowspan="17">簡易水道</td> <td>三区</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>16,310</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>16,310</td> </tr> <tr> <td>川平</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>15,084</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>15,084</td> </tr> <tr> <td>親沢</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>39,874</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>39,874</td> </tr> <tr> <td>宿岩</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>95,661</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>95,661</td> </tr> <tr> <td>八千穂高原</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>42,830</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>42,830</td> </tr> <tr> <td>畑八</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>25,550</td> <td>42,537</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>68,087</td> </tr> <tr> <td>八郡</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20,075</td> <td>18,250</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>38,325</td> </tr> <tr> <td>館向原</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20,440</td> <td>43,435</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>63,875</td> </tr> <tr> <td>本郷針の木沢</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>108,259</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>108,259</td> </tr> <tr> <td>影新田</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>15,401</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>15,401</td> </tr> <tr> <td>東地区</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>337,260</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>246,740</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>584,000</td> </tr> <tr> <td>シャトレゼリゾート八ヶ岳</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>32,150</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>32,150</td> </tr> <tr> <td>川上村</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>255,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>37,100</td> <td>455,500</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>747,600</td> </tr> <tr> <td>海尻</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>49,730</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>50,730</td> </tr> <tr> <td>海ノ口外五地区</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100,000</td> <td>92,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>平沢</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>41,900</td> <td>16,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>57,900</td> </tr> <tr> <td>板野</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>514,639</td> <td>7,583</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>522,222</td> </tr> <tr> <td>南相木村</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>200,412</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>200,412</td> </tr> <tr> <td>北相木村</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>32,850</td> <td>146,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>178,850</td> </tr> </tbody> </table>	種類	事業主体名称	水源別取水量								ダム水	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	浄水受水	湧水	計	用水供給	峡北地域広域水道企業団	8,139,462	0	0	0	0	0	0	8,139,462	簡易水道	北杜市	0	69,075	512,220	1,388	2,900,326	4,946,596	2,818,926	11,248,531	専用水道	(財)キープ協会	0	0	0	0	121,052	0	43,198	164,250	サントリープロダクツ(株)	0	0	0	0	28,652	0	0	28,652	(株)スパティオ小淵沢	0	0	0	0	36,680	0	0	36,680	種類	事業主体名称	水源別取水量										ダム	湖沼	河川	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	原水受水	浄水受水	計	用水供給	浅麓水道企業団	-	-	-	-	-	1,732	5,096	-	-	6,828	上水道	小海町	-	-	-	-	-	-	1,997	-	-	1,997	佐久水道企業団	-	-	-	-	1,812	3,964	6,464	-	2,743	14,983	㈱八ヶ岳高原ロッジ	-	-	-	-	79	470	-	-	-	549	簡易水道	三区	-	-	-	-	-	-	16,310	-	-	16,310	川平	-	-	-	-	-	-	15,084	-	-	15,084	親沢	-	-	-	-	-	-	39,874	-	-	39,874	宿岩	-	-	-	-	-	95,661	-	-	-	95,661	八千穂高原	-	-	-	-	-	-	42,830	-	-	42,830	畑八	-	-	-	-	-	25,550	42,537	-	-	68,087	八郡	-	-	-	-	-	20,075	18,250	-	-	38,325	館向原	-	-	-	-	-	20,440	43,435	-	-	63,875	本郷針の木沢	-	-	-	-	-	108,259	-	-	-	108,259	影新田	-	-	-	-	-	15,401	-	-	-	15,401	東地区	-	-	337,260	-	-	-	246,740	-	-	584,000	シャトレゼリゾート八ヶ岳	-	-	-	-	-	32,150	-	-	-	32,150	川上村	-	-	255,000	-	-	37,100	455,500	-	-	747,600	海尻	-	-	1,000	-	-	-	49,730	-	-	50,730	海ノ口外五地区	-	-	-	-	-	100,000	92,000	-	-	192,000	平沢	-	-	-	-	-	41,900	16,000	-	-	57,900	板野	-	-	-	-	-	514,639	7,583	-	-	522,222	南相木村	-	-	-	-	-	-	200,412	-	-	200,412	北相木村	-	-	32,850	146,000	-	-	-	-	-	178,850
	種類	事業主体名称			水源別取水量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ダム水			表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	浄水受水	湧水	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
用水供給	峡北地域広域水道企業団	8,139,462	0	0	0	0	0	0	8,139,462																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
簡易水道	北杜市	0	69,075	512,220	1,388	2,900,326	4,946,596	2,818,926	11,248,531																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
専用水道	(財)キープ協会	0	0	0	0	121,052	0	43,198	164,250																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	サントリープロダクツ(株)	0	0	0	0	28,652	0	0	28,652																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	(株)スパティオ小淵沢	0	0	0	0	36,680	0	0	36,680																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
種類	事業主体名称	水源別取水量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		ダム	湖沼	河川	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	原水受水	浄水受水	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
用水供給	浅麓水道企業団	-	-	-	-	-	1,732	5,096	-	-	6,828																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
上水道	小海町	-	-	-	-	-	-	1,997	-	-	1,997																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	佐久水道企業団	-	-	-	-	1,812	3,964	6,464	-	2,743	14,983																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	㈱八ヶ岳高原ロッジ	-	-	-	-	79	470	-	-	-	549																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
簡易水道	三区	-	-	-	-	-	-	16,310	-	-	16,310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	川平	-	-	-	-	-	-	15,084	-	-	15,084																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	親沢	-	-	-	-	-	-	39,874	-	-	39,874																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	宿岩	-	-	-	-	-	95,661	-	-	-	95,661																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	八千穂高原	-	-	-	-	-	-	42,830	-	-	42,830																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	畑八	-	-	-	-	-	25,550	42,537	-	-	68,087																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	八郡	-	-	-	-	-	20,075	18,250	-	-	38,325																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	館向原	-	-	-	-	-	20,440	43,435	-	-	63,875																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	本郷針の木沢	-	-	-	-	-	108,259	-	-	-	108,259																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	影新田	-	-	-	-	-	15,401	-	-	-	15,401																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	東地区	-	-	337,260	-	-	-	246,740	-	-	584,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	シャトレゼリゾート八ヶ岳	-	-	-	-	-	32,150	-	-	-	32,150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	川上村	-	-	255,000	-	-	37,100	455,500	-	-	747,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	海尻	-	-	1,000	-	-	-	49,730	-	-	50,730																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	海ノ口外五地区	-	-	-	-	-	100,000	92,000	-	-	192,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	平沢	-	-	-	-	-	41,900	16,000	-	-	57,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	板野	-	-	-	-	-	514,639	7,583	-	-	522,222																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
南相木村	-	-	-	-	-	-	200,412	-	-	200,412																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
北相木村	-	-	32,850	146,000	-	-	-	-	-	178,850																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
利水	<p>調査区域を含む市における水道用水の利用状況は、山梨県北杜市は97.1%で、山梨県全体(98.2%)よりやや低い普及率となっています。</p> <p>長野県の町村は、佐久穂町(99.1%)、川上村(99.2%)、南牧村(99.4%)及び北相木村(100.0%)が長野県全体(98.9%)より高い普及率となっています。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
漁業権	<p>調査区域にある河川を管轄する漁業協同組合は、山梨県は峡北漁業協同組合、長野県は松原湖漁業協同組合、南佐久南部漁業協同組合及び佐久漁業協同組合です。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
交通の状況	<p>調査区域の幹線道路のうち、高速自動車国道として中央自動車道西宮線がJR中央線とほぼ並行して、北西～南東方向に走っています。また、一般国道として、一般国道141号がJR小海線とほぼ並行して、南～北方向に走っており山梨県と長野県を結んでいます。これらの高速自動車国道、一般国道を主要地方道及び一般県道がつないでいます。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	学校教育施設	<p>山梨県の調査区域には学校教育施設が19箇所存在します。長野県の調査区域には学校教育施設が16箇所存在します。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	病院・福祉施設等	<p>山梨県の調査区域には病院及び診療所が10箇所、社会福祉施設が64箇所存在します。長野県の調査区域には病院及び診療所が11箇所、社会福祉施設等が53箇所存在します。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

項目		内容																				
学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	住宅の配置	<p>山梨県の調査区域では、調査区域の南西側にあたる標高900m前後と比較的標高の低い地域に多くの集落が分布しています。中でも長坂駅周辺及び小淵沢駅に延びる一般県道長坂小淵沢線周辺に比較的大きな集落が点在しています。</p> <p>長野県の調査区域では、調査区域の北部にあたる比較的標高の低い地域に多くの集落が分布しています。中でもJR小海線の駅周辺に比較的大きな集落が点在しています。</p>																				
	将来の住宅地の面整備計画	<p>山梨県の調査区域では、以下に示す主要な事業計画があり、圃場整備事業の面整備事業が計画・実施中です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名・団地名</th> <th rowspan="2">所在</th> <th rowspan="2">面積 (ha)</th> <th colspan="2">着工又は完了年度</th> <th rowspan="2">整備状況区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>着工</th> <th>完了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地環境整備事業</td> <td>北杜市明野町浅尾</td> <td>32</td> <td>24</td> <td>32</td> <td>未</td> <td>進捗率 83.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>長野県の調査区域における主要な面整備計画はありません。</p>						事業名・団地名	所在	面積 (ha)	着工又は完了年度		整備状況区分	備考	着工	完了	農地環境整備事業	北杜市明野町浅尾	32	24	32	未
事業名・団地名	所在	面積 (ha)	着工又は完了年度		整備状況区分	備考																
			着工	完了																		
農地環境整備事業	北杜市明野町浅尾	32	24	32	未	進捗率 83.0%																
下水道の整備の状況		<p>調査区域を含む市における公共下水道の整備状況は、山梨県北杜市は下水道普及率が63.6%で、山梨県合計65.9%とほぼ同程度です。長野県の町村の下水道普及率は南佐久郡佐久穂町が最も高く82.1%ですが、全ての町村で、長野県の合計83.1%を下回っています。</p>																				
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況		<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」に規定する指定地域はありません。 ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に規定する自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減計画を定める特定地域はありません。 ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」の規定により指定された沿道整備道路はありません。 ・調査区域には、「自然公園法」により指定された国立公園として秩父多摩甲斐国立公園、国定公園として八ヶ岳中信高原国定公園があります。なお、事業実施区域内には「自然公園法」で指定された公園はありません。 ・「自然環境保全法」により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域はありません。山梨県の調査区域には、「山梨県自然環境保全条例」により指定された自然環境保全地区として、紅葉橋、八ヶ岳川俣及び谷戸城が指定されていますが、事業実施区域内には、これらの指定地域はありません。長野県の調査区域には、「長野県自然環境保全条例」により指定された長野県自然環境保全地域及び同条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域の指定区域はありません。 ・「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はありません。 ・「都市緑地法」より指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区はありません。 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により指定された生息地等保護区の区域はありません。 ・「山梨県希少野生動植物保護条例」及び「長野県希少野生動植物保護条例」により指定された生息地等保護区の指定区域はありません。 																				

項目	内容
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、「鳥獣の保護及び狩猟の適性化に関する法律」により設定された鳥獣保護区及び特別保護地区として、山梨県では八ヶ岳鳥獣保護区、県立八ヶ岳少年自然の家鳥獣保護区、八ヶ岳特別保護地区、長野県では松原湖高原鳥獣保護区、南牧鳥獣保護区、海ノ口鳥獣保護区があります。事業実施区域内には、八ヶ岳鳥獣保護区、松原湖高原鳥獣保護区及び南牧鳥獣保護区があります。 ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」により指定された湿地の区域はありません。 ・山梨県の調査区域では「山梨県文化財保護条例」及び「北杜市文化財保護条例」により指定された史跡、名勝又は天然記念物が存在します。長野県の調査区域では「長野県文化財保護条例」、「佐久穂町文化財保護条例」、「小海町文化財保護条例」、「川上村文化財保護条例」、「南牧村文化財保護条例」、「南相木村文化財保護条例」及び「北相木村の文化財の保護に関する条例」により指定された史跡、名勝又は天然記念物等が存在します。また、山梨県及び長野県の調査区域には、「文化財保護法」による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在します。 ・「都市計画法」により指定された風致地区及び都市計画緑地はありません。 ・「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められていますが、山梨県、長野県の調査区域では、ともに都市計画法に基づく都市計画が策定されておらず、騒音に係る環境基準の類型指定はされていません。 ・「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められており、人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域に適用されます。また、生活環境の保全に関する基準は公共用水域ごと（河川、湖沼、海域）に定められています。山梨県の調査区域には、水質汚濁に係る環境基準の類型指定はされていません。長野県の調査区域には、信濃川上流、相木川、猪名湖に類型指定がされています。なお、水生生物の生息状況の適応性に係る基準については、長野県の水域として、信濃川上流、相木川、南相木川、猪名湖に類型指定がされています。 ・「環境基本法」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、全ての地下水に対して一律に適用されます。 ・「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、汚染がもつばら自然的要因によることが明らかであると認められる場所、原材料の堆積場、廃棄物の埋立地等の土壌を除き、全ての土壌に対して一律に適用されます。 ・「環境基本法」により指定された公害防止計画は策定されていません。

項目	内容																				
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>・「騒音規制法」に規定する自動車騒音の限度及び時間の区分の状況は、山梨県の調査区域は都市計画法に基づく都市計画が策定されていませんが、別途、北杜市により騒音規制地域図が作成されています。北杜市の指定状況は以下の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="612 376 1442 864"> <thead> <tr> <th data-bbox="612 376 699 405">区分</th> <th data-bbox="699 376 836 405">該当地域</th> <th data-bbox="836 376 1442 405">規制地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="612 405 699 434">a 区域</td> <td data-bbox="699 405 836 434">第1種区域</td> <td data-bbox="836 405 1442 434">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 434 699 730">b 区域</td> <td data-bbox="699 434 836 730">第2種区域</td> <td data-bbox="836 434 1442 730">須玉町藤田、高根町蔵原、高根町小池、高根町上黒澤、高根町村山東割、高根町箕輪新町、高根町村山西割及び長坂町長坂下条の全部並びに明野町上手、明野町浅尾新田、須玉町穴平、須玉町若神子、須玉町大蔵、須玉町大豆生田、須玉町小倉、須玉町東向、高根町下黒澤、高根町箕輪、高根町五町田、高根町村山北割、高根町堤、高根町東井出、高根町長澤、高根町浅川、高根町清里、長坂町小菅間、長坂町白井沢、長坂町大八田、長坂町夏秋、長坂町長坂上条、長坂町渋沢、長坂町中丸、長坂町日野、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町大武川、白州町白須、白州町横手、白州町大坊、武川町黒澤、武川町新興、武川町柳澤、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高、武川町宮脇、小淵沢町小淵沢、小淵沢町上笹尾及び小淵沢町下笹尾の一部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 730 699 864" rowspan="2">c 区域</td> <td data-bbox="699 730 836 831">第3種区域</td> <td data-bbox="836 730 1442 831">明野町小笠原、明野町上手、須玉町若神子、高根町清里、長坂町長坂上条及び長坂町富岡、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町上教来石、白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須、白州町台ヶ原、白州町花水、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高及び武川町宮脇の一部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 831 836 864">第4種区域</td> <td data-bbox="836 831 1442 864">白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須及び白州町台ヶ原の一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、長野県の調査区域は、都市計画法に基づく都市計画が策定されておらず、騒音規制区域はありません。</p> <p>・「振動規制法」に規定する道路交通振動の限度及び時間の区分の状況は、山梨県の調査区域は、都市計画法に基づく都市計画が策定されていませんが、別途、北杜市により振動規制地域図が作成されています。北杜市の指定状況は以下の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="612 1088 1442 1491"> <thead> <tr> <th data-bbox="612 1088 746 1117">区域の区分</th> <th data-bbox="746 1088 1442 1117">規制地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="612 1117 746 1384">第1種区域</td> <td data-bbox="746 1117 1442 1384">須玉町藤田、高根町蔵原、高根町小池、高根町上黒澤、高根町村山東割、高根町箕輪新町、高根町村山西割及び長坂町長坂下条の全部並びに明野町上手、明野町浅尾新田、須玉町穴平、須玉町若神子、須玉町大蔵、須玉町大豆生田、須玉町小倉、須玉町東向、高根町下黒澤、高根町箕輪、高根町五町田、高根町村山北割、高根町堤、高根町東井出、高根町長澤、高根町浅川、高根町清里、長坂町小菅間、長坂町白井沢、長坂町大八田、長坂町夏秋、長坂町長坂上条、長坂町渋沢、長坂町中丸、長坂町日野、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町大武川、白州町白須、白州町横手、白州町大坊、武川町黒澤、武川町新興、武川町柳澤、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高、武川町宮脇、小淵沢町小淵沢、小淵沢町上笹尾及び小淵沢町下笹尾の一部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 1384 746 1491">第2種区域</td> <td data-bbox="746 1384 1442 1491">明野町小笠原、明野町上手、須玉町若神子、高根町清里、長坂町長坂上条及び長坂町富岡、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町上教来石、白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須、白州町台ヶ原、白州町花水、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高及び武川町宮脇の一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、長野県の調査区域は、都市計画法に基づく都市計画が策定されておらず、道路交通振動に係る規制区域はありません。</p> <p>・山梨県では「山梨県生活環境の保全に関する条例」により、し尿処理施設等の特定施設を設置している事業場に係る上乗せ基準を定めています。長野県では「公害の防止に関する条例」において、「有害物質」等について定められています。このうち、長野県区域全体に提供される「有害物質」及び「生活環境」に関する項目についての上乗せ排水基準を定めています。</p> <p>・「水質汚濁防止法」により指定された汚濁負荷量の総量の削減に係る地域の指定はありません。</p> <p>・「湖沼水質保全特別措置法」により指定された湖沼はありません。</p> <p>・「排水基準を定める省令」に規定する湖沼・海域として、大門ダム貯水池（清里湖）及び猪名湖（松原湖）（※隣含有量のみ）が指定されています。</p> <p>・「土壌汚染対策法」による指定区域はありません。</p>	区分	該当地域	規制地域	a 区域	第1種区域	なし	b 区域	第2種区域	須玉町藤田、高根町蔵原、高根町小池、高根町上黒澤、高根町村山東割、高根町箕輪新町、高根町村山西割及び長坂町長坂下条の全部並びに明野町上手、明野町浅尾新田、須玉町穴平、須玉町若神子、須玉町大蔵、須玉町大豆生田、須玉町小倉、須玉町東向、高根町下黒澤、高根町箕輪、高根町五町田、高根町村山北割、高根町堤、高根町東井出、高根町長澤、高根町浅川、高根町清里、長坂町小菅間、長坂町白井沢、長坂町大八田、長坂町夏秋、長坂町長坂上条、長坂町渋沢、長坂町中丸、長坂町日野、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町大武川、白州町白須、白州町横手、白州町大坊、武川町黒澤、武川町新興、武川町柳澤、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高、武川町宮脇、小淵沢町小淵沢、小淵沢町上笹尾及び小淵沢町下笹尾の一部	c 区域	第3種区域	明野町小笠原、明野町上手、須玉町若神子、高根町清里、長坂町長坂上条及び長坂町富岡、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町上教来石、白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須、白州町台ヶ原、白州町花水、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高及び武川町宮脇の一部	第4種区域	白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須及び白州町台ヶ原の一部	区域の区分	規制地域	第1種区域	須玉町藤田、高根町蔵原、高根町小池、高根町上黒澤、高根町村山東割、高根町箕輪新町、高根町村山西割及び長坂町長坂下条の全部並びに明野町上手、明野町浅尾新田、須玉町穴平、須玉町若神子、須玉町大蔵、須玉町大豆生田、須玉町小倉、須玉町東向、高根町下黒澤、高根町箕輪、高根町五町田、高根町村山北割、高根町堤、高根町東井出、高根町長澤、高根町浅川、高根町清里、長坂町小菅間、長坂町白井沢、長坂町大八田、長坂町夏秋、長坂町長坂上条、長坂町渋沢、長坂町中丸、長坂町日野、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町大武川、白州町白須、白州町横手、白州町大坊、武川町黒澤、武川町新興、武川町柳澤、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高、武川町宮脇、小淵沢町小淵沢、小淵沢町上笹尾及び小淵沢町下笹尾の一部	第2種区域	明野町小笠原、明野町上手、須玉町若神子、高根町清里、長坂町長坂上条及び長坂町富岡、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町上教来石、白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須、白州町台ヶ原、白州町花水、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高及び武川町宮脇の一部
区分	該当地域	規制地域																			
a 区域	第1種区域	なし																			
b 区域	第2種区域	須玉町藤田、高根町蔵原、高根町小池、高根町上黒澤、高根町村山東割、高根町箕輪新町、高根町村山西割及び長坂町長坂下条の全部並びに明野町上手、明野町浅尾新田、須玉町穴平、須玉町若神子、須玉町大蔵、須玉町大豆生田、須玉町小倉、須玉町東向、高根町下黒澤、高根町箕輪、高根町五町田、高根町村山北割、高根町堤、高根町東井出、高根町長澤、高根町浅川、高根町清里、長坂町小菅間、長坂町白井沢、長坂町大八田、長坂町夏秋、長坂町長坂上条、長坂町渋沢、長坂町中丸、長坂町日野、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町大武川、白州町白須、白州町横手、白州町大坊、武川町黒澤、武川町新興、武川町柳澤、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高、武川町宮脇、小淵沢町小淵沢、小淵沢町上笹尾及び小淵沢町下笹尾の一部																			
c 区域	第3種区域	明野町小笠原、明野町上手、須玉町若神子、高根町清里、長坂町長坂上条及び長坂町富岡、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町上教来石、白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須、白州町台ヶ原、白州町花水、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高及び武川町宮脇の一部																			
	第4種区域	白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須及び白州町台ヶ原の一部																			
区域の区分	規制地域																				
第1種区域	須玉町藤田、高根町蔵原、高根町小池、高根町上黒澤、高根町村山東割、高根町箕輪新町、高根町村山西割及び長坂町長坂下条の全部並びに明野町上手、明野町浅尾新田、須玉町穴平、須玉町若神子、須玉町大蔵、須玉町大豆生田、須玉町小倉、須玉町東向、高根町下黒澤、高根町箕輪、高根町五町田、高根町村山北割、高根町堤、高根町東井出、高根町長澤、高根町浅川、高根町清里、長坂町小菅間、長坂町白井沢、長坂町大八田、長坂町夏秋、長坂町長坂上条、長坂町渋沢、長坂町中丸、長坂町日野、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町大武川、白州町白須、白州町横手、白州町大坊、武川町黒澤、武川町新興、武川町柳澤、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高、武川町宮脇、小淵沢町小淵沢、小淵沢町上笹尾及び小淵沢町下笹尾の一部																				
第2種区域	明野町小笠原、明野町上手、須玉町若神子、高根町清里、長坂町長坂上条及び長坂町富岡、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町上教来石、白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須、白州町台ヶ原、白州町花水、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高及び武川町宮脇の一部																				

項目	内容				
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン類対策特別措置法」により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域はありません。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、長野県の南佐久郡南牧村大字海ノ口字樽ノ原 2254-4、南佐久郡南相木村 864-1 の一部及び 867-1 の一部が指定区域として指定されています。 ・「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」により指定された地域はありません。 ・事業実施区域は、「森林法」により指定された保安林の一部を通過します。 ・「都市緑地法」に定められた緑の基本計画は策定されていません。 ・山梨県の調査区域では、「景観法」による景観行政団体として北杜市が位置づけられ、平成 22 年 12 月 1 日北杜市景観計画が策定され、平成 28 年 2 月 19 日に変更されました。事業実施区域は、景観計画に基づく景観形成地域を通過します。長野県の調査区域では、景観行政団体として位置づけられた町村はありませんが、長野県は平成 17 年 12 月 22 日に長野県景観育成計画を策定しており、県内 4 地域に景観育成重点地域を指定しています。なお、調査区域には景観育成重点地域はありません。 ・「都市計画法」により定められた都市計画用途地域の指定はありません。 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。 ・「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域はありません。 ・事業実施区域は、「砂防法」に基づく砂防指定地を通過します。 ・事業実施区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜崩壊危険区域を通過します。 				
<p>その他の事項</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="411 1160 600 1644" style="width: 20%;"> <p>廃棄物等に係る関係法令等</p> </td> <td data-bbox="600 1160 1445 1644"> <ul style="list-style-type: none"> ・国では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）が定められています。 ・また、山梨県では「第 3 次山梨県廃棄物総合計画」（平成 28 年 3 月、山梨県）、「山梨県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成 14 年 4 月 24 日策定、山梨県）が定められています。長野県では「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」（平成 20 年長野県条例第 16 号）、「長野県建設リサイクル推進指針」（平成 14 年、長野県）、「長野県廃棄物処理計画（第四期）」（平成 28 年 4 月、長野県環境部資源循環推進課）が定められています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1644 600 1939"> <p>廃棄物等の再利用・処分技術の現況</p> </td> <td data-bbox="600 1644 1445 1939"> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省では、平成 26 年には「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月 国土交通省）を策定しています。建設副産物の再資源化率（平成 24 年度実績）は山梨県では 99.0%、長野県では 96.3%（全国平均は 96.0%）となっています。 ・山梨県の調査区域において、産業廃棄物の処理施設はありません。長野県の調査区域には、本事業により建設副産物の処理場として利用が想定される産業廃棄物処理施設が 2 箇所あります。なお、調査区域には最終処分場はありません。 </td> </tr> </table>	<p>廃棄物等に係る関係法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）が定められています。 ・また、山梨県では「第 3 次山梨県廃棄物総合計画」（平成 28 年 3 月、山梨県）、「山梨県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成 14 年 4 月 24 日策定、山梨県）が定められています。長野県では「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」（平成 20 年長野県条例第 16 号）、「長野県建設リサイクル推進指針」（平成 14 年、長野県）、「長野県廃棄物処理計画（第四期）」（平成 28 年 4 月、長野県環境部資源循環推進課）が定められています。 	<p>廃棄物等の再利用・処分技術の現況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省では、平成 26 年には「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月 国土交通省）を策定しています。建設副産物の再資源化率（平成 24 年度実績）は山梨県では 99.0%、長野県では 96.3%（全国平均は 96.0%）となっています。 ・山梨県の調査区域において、産業廃棄物の処理施設はありません。長野県の調査区域には、本事業により建設副産物の処理場として利用が想定される産業廃棄物処理施設が 2 箇所あります。なお、調査区域には最終処分場はありません。
<p>廃棄物等に係る関係法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）が定められています。 ・また、山梨県では「第 3 次山梨県廃棄物総合計画」（平成 28 年 3 月、山梨県）、「山梨県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成 14 年 4 月 24 日策定、山梨県）が定められています。長野県では「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」（平成 20 年長野県条例第 16 号）、「長野県建設リサイクル推進指針」（平成 14 年、長野県）、「長野県廃棄物処理計画（第四期）」（平成 28 年 4 月、長野県環境部資源循環推進課）が定められています。 				
<p>廃棄物等の再利用・処分技術の現況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省では、平成 26 年には「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月 国土交通省）を策定しています。建設副産物の再資源化率（平成 24 年度実績）は山梨県では 99.0%、長野県では 96.3%（全国平均は 96.0%）となっています。 ・山梨県の調査区域において、産業廃棄物の処理施設はありません。長野県の調査区域には、本事業により建設副産物の処理場として利用が想定される産業廃棄物処理施設が 2 箇所あります。なお、調査区域には最終処分場はありません。 				

中部横断自動車道（長坂～八千穂） の環境影響に関する検討書

平成26年12月
国土交通省 関東地方整備局

目次

1. 事業の概要	1
2. 検討経緯	2
3. 比較評価（全区間）とりまとめ	3
4. 比較評価（山梨県内区間）とりまとめ	5
(参考) 対応方針(案)	7

環境影響評価法の一部を改正する法律(平成23年法律第27号)附則第6条及び国土交通省告示第325号(平成25年3月29日)により、平成25年4月1日の時点で、「構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン(平成17年9月国土交通省道路局)第4章の4により作成された複数の比較案の比較評価をとりまとめた書類があるとき、その書類は、環境影響評価法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書とみなされるとされています。

本資料は、構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドラインに基づき、中部横断自動車道(長坂～八千穂)に係る計画段階評価手続きの一環としてとりまとめた資料を元に、環境影響評価法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書とみなされる書類をとりまとめたものです。なお、計画段階評価手続きは、社会資本整備審議会道路分科会関東地方小委員会や住民・関係者の意見を聴きつつ実施しており、関係資料はインターネットで公表しています。(http://www.chubuoudan.com/iken_form/)

1. 事業の概要

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を經由して長野県小諸市に至る延長132kmの高速自動車国道です。中部横断自動車道が整備されることにより新東名高速道路、中央自動車道、上信越自動車道が接続され、日本海及び太平洋の臨海地域と長野・山梨県との連携・交流を促進するとともに、沿線の方々安心して暮らせるネットワークの構築、物流体系の確立や広域的観光ゾーンの開発・支援等に寄与するものと期待されています。

本事業は、中部横断自動車道のうち山梨県北杜市長坂町（仮称長坂JCT）と長野県南佐久郡佐久穂町（八千穂IC）間について整備を行うものです。

■中部横断自動車道

・中部横断自動車道は静岡県静岡市から長野県小諸市に至る高速道路である。

◆供用区間

・山梨県内は増穂IC～双葉JCT区間を開通。
・長野県内は佐久南IC～佐久小諸JCT区間を開通。

◆事業中区間

・南側は、新清水JCT～増穂IC区間は施工中。
・北側は、八千穂IC(仮称)～佐久南IC区間は施工中。

◆基本計画区間（長坂～八千穂）

・長坂～八千穂区間は現在、基本計画区間である。

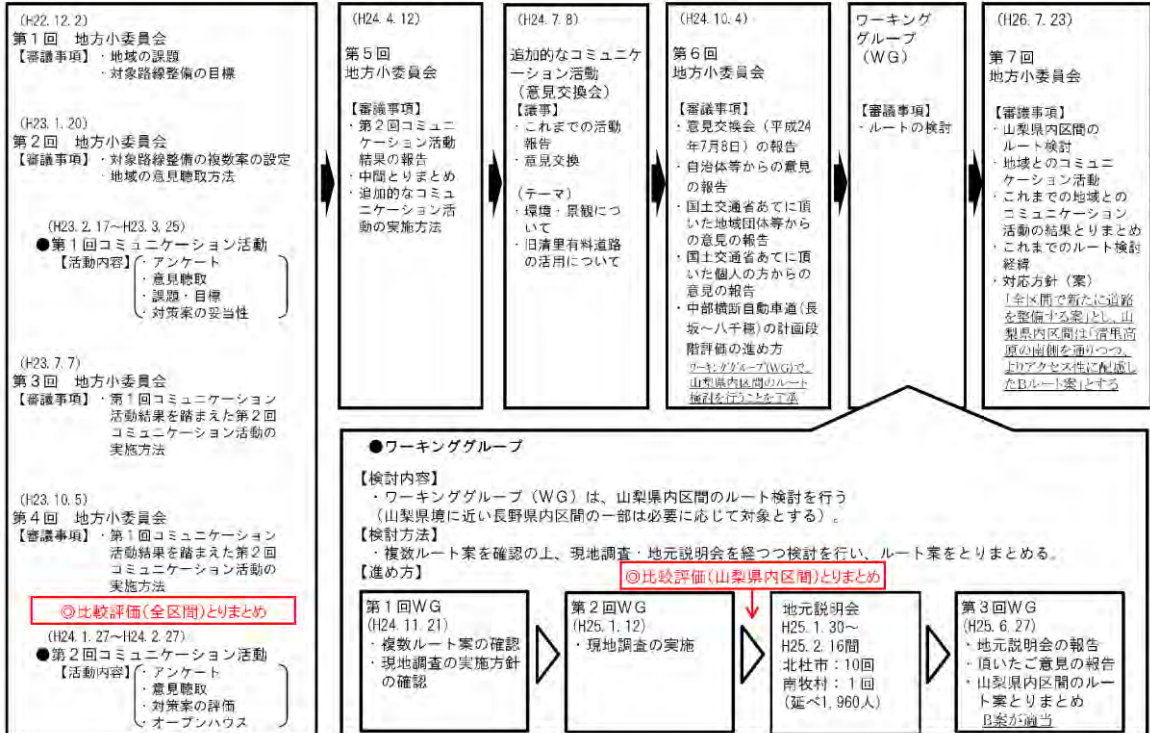


計画段階評価の範囲

*IC・JCT名は仮称

2. 検討経緯

地方小委員会






対応方針の決定

3. 比較評価（全区間）とりまとめ（1/2）

平成23年10月5日の関東地方小委員会の審議を経てとりまとめ、平成24年1~2月のコミュニケーション活動で意見聴取

図の赤い線と青い線で示した幅が、高速道路を整備する対策案の概ねの位置です。

内容	【案1】 全区間で新たに道路を整備する案	【案2】 旧清里有料道路を一部区間で有効利用する案	【案3】 国道141号（一般道）を改良する案	整備なし
特徴	高速道路を長坂~八千穂間の全線4車線で整備する案 	整備する高速道路の一部に旧清里有料道路を活用する案（※以外の区間は案①と同様） 	現道（国道141号）を4車線で改良する案 	新たに道路を整備しません。 



高速道路の整備

- 設計速度80km/hの高速道路を新たに整備します。
- 一般道とはインターチェンジにより接続します。



旧清里有料道路の有効利用

- 旧清里有料道路は、沿道からの乗り入れが少なく、良好な走行性が確保できる道路です。
- この道路を高速道路の一部区間として有効利用することができると考えます。



※「旧清里有料道路」とは、「奥道北八ヶ岳自動車線」のうち、1977年6月の日まで有料道路であった区間です。

国道141号（一般道）の改良

- 現存、片側1車線の区間を、片側2車線に拡幅し、4車線道路に改良します。



※国道141号（現況）

※設計速度とは、他の車の影響が少ない状態で、車が安全かつ快適に走行できる速度のことです。

3. 比較評価（全区間）とりまとめ（2/2）

平成23年10月5日の関東地方小委員会の審議を経てとりまとめ、平成24年1~2月のコミュニケーション活動で意見聴取

項目	内容	各案での試算			整備なし
		【案1】 全線整備案	【案2】 一部旧清里有料道路活用案	【案3】 国道141号（一般道）改良案	
生産品の輸送時間短縮	※輸送距離により輸送時間短縮率に差が生じます。輸送距離が長いほど短縮率が高くなります。	18箇所（全て）	18箇所（全て）	約14箇所	道路整備による改善効果なし。約14箇所（実施対象区間）
救急医療施設への移動時間短縮	※救急医療施設への移動時間短縮率に差が生じます。移動距離が長いほど短縮率が高くなります。	約7.1万人（全て）	約7.1万人（全て）	約6.9万人	道路整備による改善効果なし。約7.1万人（実施対象区間）
主要な観光地間の連携向上	※観光地間の連携向上に寄与します。	約85分	約85分	約114分	道路整備による改善効果なし。約114分（実施対象区間）
地域の生活交通の円滑化	※地域生活交通の円滑化に寄与します。	約46分	約46分	約52分	道路整備による改善効果なし。約52分（実施対象区間）
現道の走行性・安全性の向上	※走行性・安全性の向上に寄与します。	・高速道路への交通の転換により現道の交通量が減少し、走行性の向上や事故の減少が期待できます。 ・なお、自動車専用道路の整備率は幹線道路に比べて小さい（下記参照）ことから沿線全体の事故件数は、現在より大幅に減少することが見込まれます。 (参考) ・自動車専用道路の死者事故率(全国平均) 13.0件/100台キロ ・幹線道路の死者事故率(全国平均) 97.7件/100台キロ ・国道141号の死者事故率 94.4件/100台キロ	・道路整備が期待され、緩やかなカーブや上り坂となり、走行性が向上します。 ・歩道や中央分離帯の整備により現在の事故件数の減少が期待できます。	道路整備による改善効果なし。約114分（実施対象区間）	
災害時の代替経路確保	※災害時の代替経路確保に寄与します。	中部圏新自動車道	中部圏新自動車道	なし	なし
企業誘致・雇用の促進	※企業誘致・雇用の促進に寄与します。	・アクセス・利便性の向上により、企業誘致や雇用の促進とともに過疎化や高齢化の抑制が考えられます。	・道路の走行性が改善することによる企業誘致や雇用の促進とともに過疎化や高齢化の抑制がある程度期待できます。	なし	道路整備による改善効果なし。
公共交通の利便性向上	※公共交通の利便性向上に寄与します。	・高速道路への交通の転換により現道の走行性が改善され、公共交通の利便性向上が考えられます。 ・高速道路の整備により、高速バスなどによる他地域とのアクセス性が向上することが考えられます。	・道路の走行性が改善され、公共交通の利便性向上が考えられます。	なし	道路整備による改善効果なし。
環境・景観の保全	※環境・景観の保全に寄与します。	・国道141号などの現道交通が転換されることにより沿道環境が改善されるものと考えられます。 ・高度による自然環境や景観への影響が考えられます。	・一部バイパス区間では、交通が転換されることにより、沿道環境が改善されるものと考えられます。 ・ループ橋等の整備により、自然環境や景観への影響が考えられます。	なし	道路整備による変化なし。
道路にかかる家屋敷	※家屋敷の削減に寄与します。	約70~約170件	約65~約160件	約300~400件	0
機軸の費用	※機軸の費用削減に寄与します。	約2,100~2,300億円	約1,950~2,150億円	約1,300~1,400億円	0
広域的な道路ネットワーク	※広域的な道路ネットワークの構築に寄与します。	・当該区間は中部圏自動車道の一部であり、整備により高速道路ネットワークが形成されるため、中部圏や北陸地方などの広域的な連携が強化されます。	・当該区間は高速道路ネットワークのシンクリンクとなるため、中部圏や北陸地方などの広域的な連携が強化されます。	なし	道路整備による変化なし。

※輸送距離は100kmを基準とし、移動距離が長いほど短縮率が高くなります。移動距離が短いほど短縮率が低くなります。

3. 比較評価（山梨県内区間）とりまとめ（1/2）

平成24年11月21日のワーキンググループでの審議を経てとりまとめ、平成25年1～2月の地元説明会で意見聴取



5

3. 比較評価（山梨県内区間）とりまとめ（2/2）

平成24年11月21日のワーキンググループでの審議を経てとりまとめ、平成25年1～2月の地元説明会で意見聴取

評価項目	評価指標	A案	B案
		清里高原の南側を通るルート帯	清里高原の南側を通りつつ、よりアクセス性に配慮したルート帯
政策目標	輸送時間や移動時間の短縮	約61分	
	主要な観光地間の連携向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結可能位置から清里駅までの所要時間：約10分 ・ 接続道路の状況（地域へアクセスしにくい） <ul style="list-style-type: none"> → 接続道路名：県道清里須玉線 → 車線数：1車線 → 歩道：無し → 幅員構成：車道5.0m+路肩（両側）0.5m → 規制速度：60km/h（実勢速度30km/h） → その他：すれ違い困難箇所有り（片側交互通行で可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結可能位置から清里駅までの所要時間：約5分 ・ 接続道路の状況（地域へアクセスしやすい） <ul style="list-style-type: none"> → 接続道路名：国道141号 → 車線数：2車線 → 歩道：有り → 幅員構成：車道6.0m+路肩（両側）0.75m → 規制速度：40km/h → その他：北杜市の南北の主要な幹線道路
	環境・景観の保全	住宅地・集落、別荘地への影響が小さいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地・集落を回避可能 ・ 別荘地を回避可能 ・ 支障家屋数 約40件程度
	災害時の代替路確保	自然環境への影響が小さいこと 景観への影響が小さいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な動植物の生息域や湧水群を回避する ・ 設計段階において景観に配慮することが必要
	現道の走行性・安全性の向上	周辺141号の代替路となること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代替路として機能
その他	概ねの費用（中央道分岐～野辺山付近）	約1,700～1,900億円 （上記以外にアクセス道路整備費用が必要約50億円程度）	約1,600～1,800億円
	広域的な道路ネットワーク	整備費用を小さくすること 近郊都市までの移動時間を短縮させること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路のネットワークを形成し、移動時間を短縮

6

(参考) 対応方針(案)

1. 道路整備の必要性

【理由】

政策目標を達成できる道路の必要性を確認

【政策目標】

- ① 高速道路までの移動時間短縮
- ② 救急医療施設への移動時間短縮
- ③ 主要な観光地等の連携向上
- ④ 地域の生活交通の円滑化
- ⑤ 災害時の代替路確保
- ⑥ 現道の走行性・安全性の向上
- ⑦ 企業誘致・雇用の促進
- ⑧ 公共交通の利便性の向上
- ⑨ 環境・景観の保全

地域とコミュニケーション活動を行った結果

- 地元住民、地元市町村、経済界等に共通する意見として、各地域ともに「災害時の代替路確保」を重要としている。
- その他、各地域の実情に応じて、「生產品の輸送時間の短縮」、「救急医療施設への移動時間短縮」、「現道の走行性・安全性の向上」、「環境・景観の保全」が重要とする意見があった。
- また、一部地域の地元住民等からの回答では、「環境・景観の保全」が特に重要とする意見があった。
- 山梨県、長野県および沿線9地方公共団体から原案に賛成するとともに、早期整備を要望するとの意見をいただいている。

2. 対応方針(案)

1. ルート案については、「全区間で新たに道路を整備する案」とする。山梨県内区間は、「清里高原の南側を通りつつ、よりアクセス性に配慮したBルート案」とする。

【理由】

- 「全区間で新たに道路を整備する案」は、すべての政策目標の達成が見込まれ、特に「災害時の代替路の確保」や「救急医療施設への移動時間の短縮」「主要な観光地間の連携向上」において最も優れている。
 - 地元住民等とのコミュニケーション活動において把握された、「輸送時間や移動時間の短縮」「現道の走行性・安全性の向上」などのニーズにも整合する。
 - また、山梨県内区間については、これまでのルート帯の比較や、「主要な観光地間の連携」や「概ねの費用」の観点から、B案が適当である。
2. 道路構造等の検討については、環境・景観に十分に配慮した設計・施工とする。
 3. 地域のまちづくりと高速道路整備が調和するように、地元の取組と連携し、地域との丁寧なコミュニケーションを図っていく。
 4. これらについては、経済性に配慮しつつ、積極的に対応する。

(参考) 対応方針(案)

【ルート帯案の考え方】

- ・土地利用(住宅地・集落、別荘地、農地)への配慮
- ・自然環境(貴重な動植物の生息地、湧水群)や景観に配慮
- ・観光地(清里地域等)へのアクセス性に配慮
- ・コスト削減に配慮

【IC概略位置(山梨県側)の考え方】

- ・住宅地・集落や公共施設へのアクセス性に配慮
- ・観光地(清里地域等)へのアクセス性に配慮
- ・主要な道路への連結に配慮
- ・連結位置の間隔に配慮



第7章 計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」（平成9年6月13日 法律第81号）第三条の六の規定に基づく環境の保全の見地からの国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解は表 7-1-1(1) 国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解に示すとおりです。

表 7-1-1(1) 国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

番号	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
1	<p>1. 対象事業実施区域の設定</p> <p>今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料を踏まえ、環境の保全上重要と考えられる以下の区域について、事業の影響を極力回避・低減するよう検討すること。特に、以下の区域に複数該当する地域については十分配慮すること。</p> <p>① 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び集落</p> <p>② 八ヶ岳中信高原国定公園</p> <p>③ 鳥獣保護区</p> <p>④ 主要な河川、湖沼及び湧水群、並びに所沢水道水源保全地区等の主要な水源地</p> <p>⑤ 重要な地形及び地質</p> <p>⑥ 特定植物群落</p> <p>⑦ 自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」の区域、及び「代償植生」のうち自然林に近い植生の区域</p> <p>⑧ 主要な眺望点</p> <p>⑨ 北杜市景観計画における景観形成推進ゾーン</p> <p>⑩ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>⑪ 史跡・天然記念物、埋蔵文化財等の歴史的文化的遺産</p>	<p>対応方針の決定後、長野県区間については、P.13に示すとおり、国土交通省、長野県、南佐久郡6町村で構成する「中部横断自動車道（長坂～八千穂）長野県区間に係る計画調整会議」（第1回：平成29年9月、第2回：平成30年7月）において検討した結果、図4-3-6に示すとおり1kmルート帯を決定しました。事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減しました。</p> <p>今後の詳細なルートや構造の検討を踏まえ、事業実施区域の設定にあたっては同様に、環境の保全上重要と考えられる対象に配慮します。</p>

表 7-1-1(2) 国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

番号	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
2	<p>2. 環境影響評価の項目の選定</p> <p>設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の1. ①～⑩の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、入手可能な最新の文献その他の資料を踏まえ、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質（地下水）、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、低周波音、振動、水質、水象、地形及び地質、日照障害、電波障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定しました。（第7章参照）</p>
3	<p>3. 各論</p> <p>今後の詳細なルート・構造の検討並びに上記の2. を踏まえた方法書以降の調査、予測及び評価に当たっては、以下について、特に留意すること。</p> <p>(1) 動植物及び生態系</p> <p>重要な動植物や生態系への影響を可能な限り回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に関してこれらについて十分配慮するとともに、専門家等からの助言聴取を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p> <p>① 希少猛禽類の営巣中心域や高利用域といった繁殖に重要な地域への影響を可能な限り回避・低減するよう努めること。また、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」や「サシバの保護の進め方」等を踏まえて調査、予測及び評価を実施すること。</p> <p>② 河川、湖沼及び湧水群等に生息・生育する重要な水生生物への影響を回避・低減するため、これらの生息・生育地の改変や水の濁り等が抑制できる位置・構造等を選定するよう努めること。</p> <p>③ 重要な動物及びその生息地への影響を回避・低減するため、重要な動物の生息地が分断されないよう橋梁等の構造を選定するよう努めること。</p> <p>また、詳細なルート・構造を踏まえて重要な動物の生息地が分断されるおそれがある場合は、当該区間において、これらへの影響の程度を考慮して、交差道路や水路等の機能回復のボックスカルバート、パイプカルバート等を設置する場合には重要な動物の選好性等を踏まえるとともに、動物専用の横断施設を設置する等、重要な動物の移動経路を確保するよう努めること。</p>	<p>方法書以降の調査、予測及び評価にあたっては、以下に示す内容に留意して実施します。</p> <p>(1) 動植物及び生態系</p> <p>① 希少猛禽類の繁殖に重要な地域への影響を出来る限り回避・低減できるよう既存文献による生息情報をもとに、「猛禽類保護の進め方」や「サシバ保護の進め方」などを踏まえ現地調査を行い、営巣中心域や高利用域などへの影響を予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p> <p>② 河川、湖沼及び湧水群等に生息・生育する重要な水生生物への影響を出来る限り回避・低減できるよう、既存文献による生息情報をもとにした現地調査を実施し、詳細なルート・構造の検討にあたっては、生息・生育地の改変や水の濁りが出来る限り抑制できるよう検討します。また、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p> <p>③ 重要な動物及びその生息地への影響を出来る限り回避・低減できるよう、既存文献による生息情報をもとに、現地調査を行い、詳細なルート・構造を検討します。ルート・構造の検討において、重要な動物の生息地が分断される恐れがある場合は、影響の程度を考慮し、必要に応じて動物の移動経路の確保などの環境保全措置を検討します。</p>

表 7-1-1(3) 国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

番号	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
3	<p>(2) 景観 八ヶ岳山系等の優れた眺望景観への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、可能な限り定量的に眺望景観の変化の程度を把握し、専門家等の助言を踏まえ、調査、予測及び評価を実施すること。また、それらの結果を踏まえ、重大な環境影響が生じる地点を可能な限り回避するとともに、眺望景観に配慮した構造等を選定するよう努めること。特に、八ヶ岳中信高原国定公園からの眺望景観に十分配慮すること。</p> <p>(3) 水環境 トンネル構造の区間を設ける場合には、地下水の坑内への流出やトンネル内への漏水等による周辺地域における水源等の減水や枯渇等への影響を回避・低減するため、水道や農業用水等の水源の位置及び使用状況を十分把握するとともに、必要に応じて理論モデルによる計算あるいは数値シミュレーションなどの手法により定量的な予測を実施すること。</p> <p>(4) 廃棄物等 詳細なルート・構造の検討に当たっては、土地の改変の抑制や切土・盛土量のバランスを考慮し、発生土の運搬による周辺環境の影響を回避・低減に努めること。 また、発生土の仮置き場を設置する場合には、必要に応じて行う環境保全措置の検討に当たって、その設置場所について、自然植生、動植物の重要な生息・生育地並びに土砂の流出があった場合に近傍河川等の汚濁のおそれがある区域や、レクリエーション利用の場や施設、住民の生活の場から見える場所を回避する等、周辺環境も含めて影響の回避・低減に努めること。</p>	<p>(2) 景観 今後の詳細なルート・構造を検討するにあたっては、八ヶ岳中信高原国定公園をはじめとする八ヶ岳山系等の優れた眺望景観への影響を出来る限り低減させるため、既存文献等による主要な景観資源等に留意しながら、眺望景観の変化の程度を把握し、専門家等の助言を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p> <p>(3) 水環境 今後の詳細なルートや構造を検討するにあたり、トンネル構造の区間を設ける場合には、水源等に対する地下水環境への影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手續において、地下水の影響を適切に把握するための調査を実施し、その結果を踏まえて、できる限り定量的な予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p> <p>(4) 廃棄物等 詳細なルート・構造の検討に当たっては、土地の改変の抑制や切土・盛土量のバランスを考慮し、発生土の運搬による周辺環境の影響を回避・低減に努めます。 また、発生土の仮置き場を設置する場合には、必要に応じて行う環境保全措置の検討に当たって、その設置場所について、自然植生、動植物の重要な生息・生育地並びに土砂の流出があった場合に近傍河川等の汚濁のおそれがある区域や、レクリエーション利用の場や施設、住民の生活の場から見える場所を回避する等、周辺環境も含めて影響の回避・低減に努めます。</p>

第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

8-1. 専門家等による技術的助言

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家その他の環境影響評価に関する知見を有する方々に技術的助言を受けました。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容を表 8-1-1 に示します。

表 8-1-1 専門家等の専門分野及び技術的助言の内容

専門分野	技術的助言の内容
大気質	<ul style="list-style-type: none"> 方法書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 工事中については、工事量が最大となる期間の濃度を予測するよう留意すること。 予測時のバックグラウンド濃度の設定にあたっては、近傍の常時監視測定局の結果と現地調査における測定結果を踏まえ、適切に設定すること。
騒音・振動・低周波	<ul style="list-style-type: none"> 方法書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 道路交通騒音の「1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日」について、どのような基準あるいは尺度で「平均的」と判断するのかを記載すべきである。 道路交通振動の「振動の状況を代表すると認められる1日」について、どのような基準あるいは尺度で「代表する」と判断するのかを記載すべきである。
水質、水象、地形及び地質	<ul style="list-style-type: none"> 方法書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 湧水は、当該地域では水道水源として利用されており、地域の住民の関心も高いと考えられる。トンネル掘削による地下水位への影響が考えられるため、適切に検討すること。
動物	<ul style="list-style-type: none"> 方法書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 哺乳類について、雪上での痕跡調査等も有効であると考えられることから、調査実施時期に留意すること。また、自動撮影装置による調査も有効である。 鳥類について、フクロウ類やミゾゴイの生息の可能性があるため、夜間調査を実施し、生息状況について把握すること。 調査の手法として、定量的なデータを取得できる手法の採用が望ましい。 水田周辺や山麓の湿地等においては、重要な種が確認される可能性があるため注意すること。
植物	<ul style="list-style-type: none"> 方法書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 放棄水田に希少種が多く確認されるため、現地調査の際に確認することが望ましい。 八ヶ岳山麓等の湿地や、水田周辺等においては、重要な種や重要な植物群落が確認される可能性があるため注意して調査を実施すること。
生態系	<ul style="list-style-type: none"> 方法書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 市民に身近な種について生態系の注目種等として選定する等、注目種の選定にあたって留意すること。
景観	<ul style="list-style-type: none"> 方法書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 当該地域では、主要な眺望点だけでなく生活眺望点が重要であり、また防風林として整備された樹林帯なども重要な景観要素となりうるため留意すること。また、主要な眺望点の状況については、施設等の管理者や関係地方公共団体に対してのヒアリングの実施を検討すること。
人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> 方法書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 当該地域では、人と自然との触れ合い活動としてスターウォッチングも該当することから、適切に調査及び予測評価を実施すること。

8-2. 選定項目及びその選定理由

対象道路事業に係る環境影響評価の項目等について、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第10号）（以下、「省令」という。）を基本とし、「山梨県環境影響評価等技術指針」（平成11年2月22日環総第2-11号）及び「長野県環境影響評価技術指針」（平成10年9月28日長野県告示第476号）を参考に、事業特性（事業の内容）及び地域特性（事業実施区域及びその周囲の概況）並びに専門家等の技術的助言を踏まえて選定しました。

選定した環境要素は、大気環境（大気質、騒音、振動、低周波音）、水環境（水質、水象）、土壌に係る環境その他の環境（地形及び地質、日照障害、電波障害）、動物、植物、生態系、景観、人と自然の触れ合い活動の場、文化財、廃棄物等です。

選定した環境影響評価の項目及び項目の選定の理由を表 8-2-1 に示します。

表 8-2-1 環境影響評価の項目及び選定の理由

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用				事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由			
	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	トンネル工事の実施	水底の掘削	道路(地表式又は掘削式)の存在	道路(嵩上式)の存在	道路(地下式)の存在	自動車の走行							
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○									●	事業実施区域及びその周囲には、住居等の保全対象が存在し、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び供用後の自動車の走行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられるため、項目として選定します。			
			浮遊粒子状物質	○	○											●		
			粉じん等	●	●												●	
		騒音	騒音	●	●											●	事業実施区域及びその周囲には、住居等の保全対象が存在し、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び供用後の自動車の走行に係る騒音の影響が考えられるため、項目として選定します。	
		低周波音	低周波音											○		事業実施区域及びその周囲には、住居等の保全対象が存在し、対象道路事業のうち一部の区間について道路構造を嵩上式とする可能性があり、供用後の自動車の走行に係る低周波音の影響が考えられるため、項目として選定します。		
	水環境	水質	水の濁り			○	○	○		○						●	事業実施区域及びその周囲には、河川等の公共用水域が存在し、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び水底の掘削）に係る濁水の影響が考えられるため、項目として選定します。	
			水の汚れ							○							●	事業実施区域及びその周囲には、河川等の公共用水域が存在し、水底の掘削と併せて実施するコンクリート工事によるアルカリ水の影響が考えられるため、項目として選定します。
		水象	河川及び湖沼			○				○				○			●	事業実施区域及びその周囲には、河川等の利用が認められ、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去及びトンネル工事の実施）及び供用後の道路（地表式又は掘削式、地下式）の存在に係る河川の流量等への影響が考えられるため、項目として選定します。
			地下水			○				○				○			●	事業実施区域及びその周囲には、温泉源泉の存在及び地下水の利用が認められ、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去及びトンネル工事の実施）及び供用後の道路（地表式又は掘削式、地下式）の存在に係る地下水への影響が考えられるため、項目として選定します。
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					●						●			事業実施区域及びその周囲には、重要な地形・地質が存在し、工事の実施（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）及び供用後の道路（地表式又は掘削式、嵩上式）の存在に係る重要な地形・地質への影響が考えられるため、項目として選定します。	
			日照障害													●	事業実施区域及びその周囲には、住居等の保全対象が存在し、対象道路事業のうち一部の区間について道路構造を嵩上式とする可能性があり、供用後の道路（嵩上式）の存在に係る日照障害の影響が考えられるため、項目として選定します。	
		その他の環境要素	電波障害													○	事業実施区域及びその周囲には、住居等の保全対象が存在し、対象道路事業のうち一部の区間について道路構造を嵩上式とする可能性があり、供用後の道路（嵩上式）の存在に係る電波障害の影響が考えられるため、項目として選定します。	
	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○				●		○				●		○	事業実施区域及びその周囲には、重要な種及び注目すべき生息地が確認されており、工事の実施（建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及びトンネル工事の実施）及び供用後の道路（地表式又は掘削式、嵩上式及び地下式）の存在に係る動物への影響が考えられるため、項目として選定します。	
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な種及び群落					●		○				●		○	事業実施区域及びその周囲には、重要な種及び群落が確認されており、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及びトンネル工事の実施）及び供用後の道路（地表式又は掘削式、嵩上式及び地下式）の存在に係る植物への影響が考えられるため、項目として選定します。	
		生態系	地域を特徴づける生態系					●		○				●		○	事業実施区域及びその周囲には、地域を特徴づける生態系を構成する動物及び植物の生息及び生育基盤が存在し、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及びトンネル工事の実施）及び供用後の道路（地表式又は掘削式、嵩上式及び地下式）の存在に係る植物への影響が考えられるため、項目として選定します。	
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観											●		事業実施区域及びその周囲には、主要な眺望点及び景観資源、景観計画区域等が存在し、供用後の道路（地表式又は掘削式、嵩上式）の存在に係る景観への影響が考えられるため、項目として選定します。			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場											●		事業実施区域及びその周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、供用後の道路（地表式又は掘削式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられるため、項目として選定します。			
	文化財	文化財					○						○		事業実施区域及びその周囲には、文化財が存在し、工事の実施（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）及び供用後の道路（地表式又は掘削式、嵩上式）の存在に係る文化財への影響が考えられるため、項目として選定します。			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			●										対象道路事業に係る工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）により、建設副産物の発生が考えられるため、項目として選定します。			

注) ●：省令の参考項目として選定する項目
 ○：参考項目以外の項目であるが事業特性又は地域特性及び県条例技術指針を勘案し追加して選定する項目
 -：省令の参考項目であるが選定しない項目

8-3. 調査、予測及び評価の手法並びにその理由

前節において選定した環境影響評価の項目に係るについて、事業特性および地域特性並びに専門家等の技術的助言を踏まえて調査、予測及び評価の手法を選定しました。

選定した環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由を表 8-3-1～表 8-3-23 に示します。

表 8-3-1 事業の環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由（大気質 1）

環境要素の区分	項目		当該項目に関する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	環境要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (大気質)	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	工事の実施（建設機械の稼働）	対象道路事業の基本的な道路構造は、地表式、嵩上式、地下式及び掘割式を計画しています。	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 事業実施区域及びその周辺の大半は、山麓部にあり、住居等の保全対象は集落となって点在します。調査区域には、主に低地部に、住居等の保全対象が分布します。また、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、小学校 11 箇所、中学校 6 箇所、高等学校 2 箇所、専門学校 1 箇所、図書館 5 箇所、博物館等 10 箇所、病院等 21 箇所、老人福祉施設 48 箇所、障がい者施設 48 箇所、保育所 14 箇所、児童福祉施設 7 箇所が存在します。</p> <p>2. 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度）の状況 事業実施区域及びその周辺の大気環境常時監視測定局は配置されていませんが、最も近い常時監視測定局として、「葦崎測定局」及び「佐久測定局」があります。平成 29 年度の測定結果によると、二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は葦崎測定局が 0.021ppm、佐久測定局が 0.015ppm であり、環境基準を達成しています。また、浮遊粒子状物質の年平均値の年間 2%除外値は葦崎測定局が 0.025mg/m³、佐久測定局が 0.028mg/m³であり、環境基準を達成しています。</p> <p>3. 気象の状況 事業実施区域に最も近い気象観測地点としては、大泉地域気象観測所（山梨県）、野辺山地域気象観測所（長野県）があり、風向・風速等の気象観測が行われています。平成 30 年は、大泉地域気象観測所（山梨県）の最多風向が北、平均風速が 2.0m/秒、野辺山地域気象観測所（長野県）の最多風向が南西、平均風速が 2.7m/秒となっています。</p>	<p>(1) 調査すべき情報 1) 大気質の状況 二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度を調査します。 2) 気象の状況 風向、風速、日射量、雲量を調査します。</p> <p>(2) 調査の基本的な手法 1) 既存資料調査 大気質の状況については、調査地域内に大気汚染常時監視測定局が設置されていないため、参考として調査地域に近接する一般環境大気測定局である葦崎測定局（山梨県）、甲府富士見測定局（山梨県）、佐久測定局（長野県）の測定結果を、気象の状況については、大泉地域気象観測所（山梨県）、野辺山地域気象観測所（長野県）の気象調査結果を収集・整理することにより行います。 2) 現地調査 大気質の状況については、下記に示す測定方法により行い、気象の状況については、下記に示す指針に準拠して行います。 ・二酸化窒素及び窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）に規定される測定方法（ザルツマン試薬を用いる吸光光度法（JIS B 7953）による連続測定） ・浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）に規定される測定方法（β線吸収法（JIS B 7954）による連続測定） ・気象の状況 「地上気象観測指針」（平成 14 年 気象庁）による観測方法（風向風速計による連続測定）</p> <p>(3) 調査地域 調査地域は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(4) 調査地点 予測地点との対応を考慮し、濃度変化があると考えられる箇所ごとに、また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>(5) 調査期間等 現地調査の調査期間等は、四季毎に 1 週間の連続測定を基本とします。</p>	<p>(1) 予測の基本的な手法 ブルーム式及びパフ式を用いて予測します。</p> <p>(2) 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(3) 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地の境界線の地上 1.5m とします。</p> <p>(4) 予測対象時期等 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。</p>	<p>(1) 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内での限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、参考値（二酸化窒素にあつては 0.004ppm、浮遊粒子状物質にあつては 0.009mg/m³）との整合が図られているかどうかを評価します。</p> <p>(2) 基準又は目標との整合性の検討 「二酸化窒素に係る環境基準について」（二酸化窒素） 「大気の汚染に係る環境基準」（浮遊粒子状物質）との整合が図られているかどうかを評価します。</p> <p>(3) 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路に設定された予測断面において敷地の境界線の地上 1.5m の高さに設定します。</p> <p>(4) 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両による環境影響が最大になると予想される時期とします。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、国土交通省令及び技術手法を参考に調査、予測及び評価の手法を選定しました。</p>
		工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	対象道路事業の基本的な道路構造は、地表式、嵩上式、地下式及び掘割式を計画しています。					

表 8-3-2 事業の環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由（大気質 2）

環境要素の区分	項目		当該項目に関する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	環境要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境（大気質）	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	<p>対象道路事業は、車線数4車線、設計速度80km/hの高規格幹線道路の新設事業です。</p> <p>対象道路事業を走行する自動車から二酸化窒素、浮遊粒子状物質が排出されます。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 事業実施区域及びその周辺の大半は、山麓部にあり、住居等の保全対象は集落となって点在します。調査区域には、主に低地部に、住居等の保全対象が分布します。また、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、小学校11箇所、中学校6箇所、高等学校2箇所、専門学校1箇所、図書館5箇所、博物館等10箇所、病院等21箇所、老人福祉施設48箇所、障がい者施設48箇所、保育所14箇所、児童福祉施設7箇所が存在します。</p> <p>2. 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度）の状況 事業実施区域及びその周辺の大気環境常時監視測定局は配置されていませんが、最も近い常時監視測定局として、「韮崎測定局」及び「佐久測定局」があります。平成29年度の測定結果によると、二酸化窒素の年平均値の年間98%値は韮崎測定局が0.021ppm、佐久測定局が0.015ppmであり、環境基準を達成しています。また、浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は韮崎測定局が0.025mg/m³、佐久測定局が0.028mg/m³であり、環境基準を達成しています。</p> <p>3. 気象の状況 事業実施区域に最も近い気象観測地点としては、大泉地域気象観測所（山梨県）、野辺山地域気象観測所（長野県）があり、風向・風速等の気象観測が行われています。平成30年は、大泉地域気象観測所（山梨県）の最多風向が北、平均風速が2.0m/秒、野辺山地域気象観測所（長野県）の最多風向が南西、平均風速が2.7m/秒となっています。</p>	<p>(1) 調査すべき情報 1) 大気質の状況 二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度を調査します。 2) 気象の状況 風向、風速を調査します。</p> <p>(2) 調査の基本的な手法 1) 既存資料調査 i) 大気質の状況 大気質の状況については、調査地域内に大気汚染常時監視測定局が設置されていないため、参考として調査地域に近接する一般環境大気測定局である韮崎測定局（山梨県）、甲府富士見測定局（山梨県）、佐久測定局（長野県）の測定結果を収集・整理することにより行います。 ii) 気象の状況 気象の状況については、大泉地域気象観測所（山梨県）、野辺山地域気象観測所（長野県）の気象調査結果を収集・整理することにより行います。</p> <p>2) 現地調査 大気質の状況については、下記に示す測定方法により行い、気象の状況については、下記に示す指針に準拠して行います。 ・二酸化窒素及び窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）に規定される測定方法（ザルツマン試薬を用いる吸光光度法（JIS B 7953）による連続測定） ・浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）に規定される測定方法（β線吸収法（JIS B 7954）による連続測定） ・気象の状況 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）による観測方法（風向風速計による連続測定）</p> <p>(3) 調査地域 調査地域は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(4) 調査地点 予測地点との対応を考慮し、濃度変化があると考えられる箇所ごとに、また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>(5) 調査期間等 現地調査の調査期間等は、四季毎に1週間の連続測定を基本とします。</p>	<p>(1) 予測の基本的な手法 一般的な道路構造部では、ブルーム式及びバフ式を用いて予測します。 トンネル坑口部では、トンネル坑口から排出される窒素酸化物（又は浮遊粒子状物質）の拡散濃度（トンネルからの寄与濃度）と明かり部からの拡散濃度を合算することによって予測します。</p> <p>(2) 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(3) 予測地点 道路構造及び交通条件が変化するごとに区間を分割し、その区間において地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点から設定します。予測地点の高さは原則として地上1.5mとします。</p> <p>(4) 予測対象時期 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>(1) 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>(2) 基準又は目標との整合性の検討 「二酸化窒素に係る環境基準について」（二酸化窒素）「大気の汚染に係る環境基準」（浮遊粒子状物質）との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、国土交通省令及び技術手法を参考に調査、予測及び評価の手法を選定しました。</p>

表 8-3-3 事業の環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由（大気質 3）

環境要素の区分	項目		当該項目に関する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	環境要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (大気質)	粉じん等	工事の実施（建設機械の稼働）	<p>対象道路事業の基本的な道路構造は、地表式、嵩上式、地下式及び掘割式を計画しています。</p> <p>工事の実施による建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響が考えられます。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 事業実施区域及びその周辺の大半は、山麓部にあり、住居等の保全対象は集落となって点在します。 調査区域には、主に低地部に、住居等の保全対象が分布します。また、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、小学校 11 箇所、中学校 6 箇所、高等学校 2 箇所、専門学校 1 箇所、図書館 5 箇所、博物館等 10 箇所、病院等 21 箇所、老人福祉施設 48 箇所、障がい者施設 48 箇所、保育所 14 箇所、児童福祉施設 7 箇所が存在します。</p> <p>2. 気象の状況 事業実施区域に最も近い気象観測地点としては、大泉地域気象観測所（山梨県）、野辺山地域気象観測所（長野県）があり、風向・風速等の気象観測が行われています。 平成 30 年は、大泉地域気象観測所（山梨県）の最多風向が北、平均風速が 2.0m/秒、野辺山地域気象観測所（長野県）の最多風向が南西、平均風速が 2.7m/秒となっています。</p>	<p>(1) 調査すべき情報 1) 気象の状況 風向及び風速を調査します。</p> <p>(2) 調査の基本的な手法 1) 既存資料調査 大泉地域気象観測所（山梨県）、野辺山地域気象観測所（長野県）の気象調査結果を収集・整理することにより行います。</p> <p>2) 現地調査 下記に示す指針に準拠して行います。 ・気象の状況 「地上気象観測指針」（平成 14 年 気象庁）による観測方法（風向風速計による連続測定）</p> <p>(3) 調査地域 調査地域は、粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(4) 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>(5) 調査期間等 現地調査の調査期間等は、四季毎に 1 週間の連続測定を基本とします。</p>	<p>(1) 予測の基本的な手法 技術手法に示された参考予測手法により、季節別降下ばいじん量を予測します。</p> <p>(2) 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(3) 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地の境界線の地上 1.5m とします。</p> <p>(4) 予測対象時期等 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。</p>	<p>(1) 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等による影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>(2) 基準又は目標との整合 粉じん等について、国等による基準又は目標は示されていますが、参考となる指標である降下ばいじん量に係る参考値（10 t / km² / 月）との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、国土交通省令及び技術手法を参考に調査、予測及び評価の手法を選定しました。</p>
		工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<p>対象道路事業の基本的な道路構造は、地表式、嵩上式、地下式及び掘割式を計画しています。</p> <p>工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の影響が考えられます。</p>					

表 8-3-4 事業の環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由（騒音 1）

環境要素 の区分	項目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	環境要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (騒音)	騒音	工事の実 施（建設 機械の稼 働）	対象道路事 業の基本的な 道路構造は、 地表式、嵩上 式、地下式及 び掘割式を計 画していま す。	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 事業実施区域及びその周辺の大半は、山麓部にあり、住居等の保全対象は集落となって点在します。調査区域には、主に低地部に、住居等の保全対象が分布します。また、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、小学校11箇所、中学校6箇所、高等学校2箇所、専門学校1箇所、図書館5箇所、博物館等10箇所、病院等21箇所、老人福祉施設48箇所、障がい者施設48箇所、保育所14箇所、児童福祉施設7箇所が存在します。</p> <p>2. 騒音の状況 1) 環境騒音の状況 事業実施区域及びその周辺では、山梨県区間において一般国道141号及び県道長坂高根線等で騒音測定及び評価が行われており、平成29年度の一般国道141号及び県道長坂高根線の環境基準の達成状況はそれぞれ99.4%、100%となっています。なお、長野県区間では平成29年度は騒音測定は行われていません。 なお、調査区域では、一般環境騒音に関する公表資料はありません。</p> <p>2) 規制区域等の状況 事業実施区域及びその周辺には、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準の類型指定地域及び「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する規制区域があります。</p>	<p>(1) 調査すべき情報 1) 騒音の状況 騒音の大きさ (L_{A5}) を調査します。 2) 地表面の状況 地表面の種類を調査します。</p> <p>(2) 調査の基本的な手法 1) 騒音の状況 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号) に規定する方法により騒音の大きさ (L_{A5}) を調査します。 2) 地表面の状況 現地踏査による目視で行います。</p> <p>(3) 調査地域 調査地域は、音の伝搬の特性を踏まえて、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(4) 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所を選定します。</p> <p>(5) 調査期間等 環境騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日(土日・祝日を除く平日で、①雨・雪・強風の日、②セミなどの虫の声、鳥の鳴き声等の自然音が大きい時期を避けた日) とします。</p>	<p>(1) 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式((一社)日本音響学会のASJ CN-Model 2007) による計算により予測します。</p> <p>(2) 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(3) 予測地点 原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準位置の敷地の境界線とします。 なお、予測地点の高さは、地上1.2mとします。</p> <p>(4) 予測対象時期等 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。</p>	<p>(1) 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る騒音による影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>(2) 基準又は目標との整合性の検討 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号) との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、国土交通省令及び技術手法を参考に調査、予測及び評価の手法を選定しました。</p>

表 8-3-5 事業の環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由（騒音 2）

環境要素 の区分	項目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	環境要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (騒音)	騒音	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<p>対象道路事業の基本的な道路構造は、地表式、嵩上式、地下式及び掘割式を計画しています。</p> <p>工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音の影響が考えられます。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 事業実施区域及びその周辺の大半は、山麓部にあり、住居等の保全対象は集落となって点在します。 調査区域には、主に低地部に、住居等の保全対象が分布します。また、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、小学校11箇所、中学校6箇所、高等学校2箇所、専門学校1箇所、図書館5箇所、博物館等10箇所、病院等21箇所、老人福祉施設48箇所、障がい者施設48箇所、保育所14箇所、児童福祉施設7箇所が存在します。</p> <p>2. 騒音の状況 1) 道路交通騒音の状況 調査区域では、12地点において自動車騒音調査が実施されており、環境基準等による地域の類型及び規制地域が指定されている11地点のうち全地点で昼夜ともに環境基準を達成、全地点で昼夜ともに自動車騒音の限度（要請限度）を達成しています。</p> <p>2) 規制区域等の状況 事業実施区域及びその周辺には、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準の類型指定地域及び「騒音規制法」に基づく自動車騒音に関する規制区域があります</p>	<p>(1) 調査すべき情報 1) 騒音の状況 等価騒音レベル (L_{Aeq}) を調査します。 2) 沿道の状況 工事用車両の運行が予想される道路の状況及び沿道の地表面の種類を調査します。</p> <p>(2) 調査の基本的な手法 1) 騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」(平成10年 環境庁告示第64号) に規定される測定方法 (JIS Z 8731 に定める測定方法に準じた24時間連続測定) により等価騒音レベル (L_{Aeq}) を調査します。 2) 沿道の状況 現地踏査による目視で行います。</p> <p>(3) 調査地域 調査地域は、音の伝搬の特性を踏まえて、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(4) 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所を選定します。</p> <p>(5) 調査期間等 騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日（土日・祝日を除く平日で、①雨・雪・強風の日、②セミなどの虫の声、鳥の鳴き声等の自然音が大きい時期を避けた日）とします。</p>	<p>(1) 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式（(一社)日本音響学会のASJ RTN-Model 2018）を用いて、既存道路の現況の等価騒音レベルに、工事用車両の影響を加味した式により予測します。</p> <p>(2) 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて、騒音に係る環境影響を受けのおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(3) 予測地点 原則として工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地の境界線とします。 なお、予測地点の高さは、地上1.2mとします。</p> <p>(4) 予測対象時期等 予測対象時期は、工事用車両の台数が最大になると予想される時期とします。</p>	<p>(1) 回避又は低減に係る評価 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>(2) 基準又は目標との整合性の検討 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号) との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、国土交通省令及び技術手法を参考に調査、予測及び評価の手法を選定しました。</p>